

午後1時30分開会

○小野委員長 ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

日程に入る前に、報道機関から録音及び撮影の申出がありましたので、委員会冒頭部分のみの撮影と休憩中を除く録音を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、撮影を許可いたします。

〔報道機関による写真撮影〕

○小野委員長 はい。それでは、この程度で終了します。

それでは、日程に入ります。

日程1、陳情審査についてです。（1）継続審査、①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合っ決めてまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情、④送付6-16、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情、以上4件の審査となります。これら4件の陳情について、一括して確認させていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思えます。

○白川委員 この再発防止委員会の設立趣旨として、速やかに可及的に問題を解決していくという一文があるんですね。ところが、この委員会って何遍も何遍もやっいて、さすがにこれ、年を越すということになると、はっきり言いますと、区民への示しがないという事態に陥ってきているんじゃないかと思えます。ある程度のデッドラインというのを設けないと、このままずるずる行って年を越して、また次の年を越してなんていうことになる、これはとんでもない話なんで、そろそろめどというか、ここまでには終わらせる。そのためには逆算して、最低限こういうことはやるけれども、それ以外はもうデッドラインを過ぎたらやらないぐらいやらないと、これ、かなりまずいことになっているんじゃないかなというふうに思っております。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

陳情が4件ありまして、陳情についてのご意見を含めてですけれども、こちらは今継続ということで、今4件お預かりしたまんまになっています。本来であれば早めに何かしらの結論を導き出すというところが当然必要になってくるころではあるんですけれども、もろもろ確認を途中でしていかなければいけないですとか、いろんな推移を見守る中でというところがありましたので、ここまで4件を継続という形で取扱いについてやってきましたので、もし何かご意見がありましたら、今、一括で取扱いということで一旦確認はさせていただいたんですけども、何かこの陳情について、具体的に何かご意見がありましたら、ぜひお願いをしたいと思えますが、いかがでしょうか。陳情については難しいですかね。

○白川委員 すみません。陳情について、何というんですかね、直接ではないんですが、これ、遡ってもらえると、2月14日、バレンタインデーで始まっているんですね。これ、

年を越すのはちょっとしょうがないにしても、この陳情が今年1月だったわけで、それをさらに来年に持ち越して、また来年末にどうのこうのみたいなことになったら、これ、陳情を1年、2年持ち越しということになりますので、さすがにちょっと結論づけないと、まずいと思います。それで、この2月14日というのをぜひ一つのめどにしていただけないでしょうか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

陳情の取扱いのめどをつけたほうがいいんじゃないかということで、2月14日ということで具体的な日程を頂きました。本当に誰もが、こちらはもう結論をつけて、そして陳情者に迅速にお返しできるというのが一番望ましいことではあると思いますので、もちろん一括とはしていますけれども、この中で、例えばこの陳情については今意見をそれなりに出して、何とかお返しできるんじゃないかというようなものがあれば、今、一括とは言ったものの、陳情を指定していただいて、ご意見を頂くということもできるかなと思います。

おっしゃるとおり、これからの皆様の、今までの皆様のご意見とか、その辺りの状況も踏まえて、進め方にも関わってくる陳情も中にはありますので、そこも踏まえた上で、ぜひご意見を頂ければと思います。一応、今おっしゃったとおり早めにできれば、陳情も一つ一つ丁寧に迅速に結論をつけていきたいなということは思っております。ありがとうございます。

何かございますか。どちらか。

岩田委員。

○岩田委員 継続審査の中の送付6-6では、真相解明を求めるというふうになっておりますので、その問題が難しいものであれば、それは時間のかかるのも仕方ないこと。それで、時間を決めて、うやむやにして終わらせるよりははっきりと終わらせる、解明してやるべきだと、そういうふうに私は思っておりますので、お尻をちょっと決めるのはいかなものかなと思います。一応意見で。

○小野委員長 はい。ご意見。

白川委員。

○白川委員 ここはもう裁判まで行われて、判決が出ているわけですね。この判決と違うような結論を出すような場ではないんですね。だから、真相解明ではなくて再発防止なんです。何が起こったかというのは、もう裁判で明らかにされているわけです。それを材料に、再発しないためには何をすべきかというのがこの場です。ここで真相解明をするのはちょっと違うと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

裁判が終わって、かつそういった記録も資料要求をされている中で、今日は皆様にお待ちいただいていた資料もご提供ができる状況になっておりますので、そういう意味で言うと、再発防止にとって必要な真相解明とは何なのかというところは今まで議論もあったと思うんですけども、一定程度どういうめどをつけていくのかということにもかかってくるものかなというふうに受け止めております。ありがとうございます。

いずれにしても、今日、後ほど要求された資料も幾つか用意ができておりますので、またそのときにご意見を頂ければなというふうに思っております。

ほかはいかがですか。

○牛尾委員 白川さんの言うこともごもっともで、もちろん真相解明というのは要するに区の契約に係ることの問題だったりとかいうことで、裁判でしっかり決着はしているんですけども、区のシステムに問題がなかったのかということも、ここはチェックするというふうになっていますので、そういう意味では岩田さんの言うこともそのとおりだなと思うんですけども、いずれにせよ、でも、このままずるずると行ってしまふのは、私もどうかというふうに思っています。だから定例会に1回だけというんじゃなくて、やっぱり間にも委員会を入れて、スピーディーにやっぱり話を進めていくということは、やっぱり必要なんじゃないかなと思いますので、やっぱり定例会と定例会の間にも、何か状況が変わったりとか話合いが必要な場合にはぜひ委員会を入れて、なるべく早く終わらせるということで、委員長、副委員長の下でお諮りいただければなというふうに思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。ご意見を頂きまして、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○えごし委員 私もこの真相解明を求める陳情書、これも、内容を見ても、本来あるべき区政及び議会の姿勢を区民及び議員、職員にしっかり示すことが不可欠ではないかということで、再発防止に対してどう取り組んでいくかという、それを議論して、まとめて、しっかり示してほしいというのが陳情書の趣旨なんじゃないかなとも思っております。そういう意味で、またしっかりとこの中での議論した結果をもって、この陳情審査に代えるということになるのかなというふうには思うんですけども、なので、期限は様々あるとは思いますが、まずはもうしっかりと、ちょっとどこでの議論をまとめて示せる形に持っていくかということも含めて、またしっかり検討すべきだと思っております。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

そうですね。実際の議論の推移とか、その辺りのところも陳情者は気にされていると思いますので、議論の結論がどういうものになるかということの中で、場合によってはちょっと途中の段階でお返しできるのもあるのかもしれませんが、いずれにしてもちょっと内容について、いま一度、皆様にご意見を頂いた上で、陳情者に対してどうするかということをお諮りしていきますので、迅速にやるべきところと丁寧に進めるところというのがあると思うんですけども、いつまでもお返しをしないということは当然できないことですので、ぜひ精力的にご意見を頂ければと思います。ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 様々ご意見はあると思うんですけども、もちろんお返しできるところはお返ししながら、もうこの野々上弁護士の報告書の一番最後のページに「なお、ヒアリングの対象とすべき職員らの聴取が終了していないため、来年度もヒアリング調査を継続すべきである」という文言があるんですね。そういうこともありまして、デッドラインなどを決めるというよりは、必要に応じて開催などをしていくという方向でいいんじゃないかなと思います。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。ちょっと私、下を向いていて、気がつくのが遅くなって申し訳ありません。ご起立の上でご発言をお願いできればと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。また、今のご意見も

後ほどの資料のところにもある内容かなと思いますので、またそこでご意見を頂ければと思います。

ほかはいかがでしょうか。ご意見はよろしいですか。陳情についてですね。

○大坂委員 この委員会が立ち上がってからしばらくの期間が経過して、そろそろ結論という声はごもっともだと思っています。陳情が4本ぶら下がっている中で、それぞれの項目を見ても、なかなかこの今すぐに結論を出すのがどうなのかなというところもありますが、一方で四つ目の政治倫理条例に関しては、ここはちょっと一つ切り出した形で議論を進めて、早々に、この場で全て制定までというわけには当然いかないわけで、制定の方法ですとか、そもそも制定するのকাশないのか、方向性を見いだすところまではここでやるべきだとは思いますが、そういった中で切り出して違う会議体へ送るといったような形で、整理というのはできるんじゃないのかなというふうには思っているのですが、今、今日この場で議論をして、そこを切り出して、終わりにしましょうということではないですが、次以降の委員会の中で、そういう方向で進めていっていただけたほうが、整理は早くつくんじゃないのかなというふうに考えています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。一つ一つ見ると中身が違って、特にこの④番というところは、今頂いたご意見というところも確かにあるかなと思います。

今日の段階で、この④番の送付6-16に対しての結論を出すのかどうかというところについては、一旦皆様にお諮りしますが、いかがいたしましょうかね。継続にしますか。それとも何かこの場で何か。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続でよろしいですか。では、④番、今ありましたけれども、継続ですが、早めにこちら1本は切り出して、次への対策というのが結論を出せるんじゃないかということで、そこについてはこちらでも、その旨次回にしっかりとやっていきたいなというふうに思います。

そのほか、①、②、③、こちらについてはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続でよろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは、こちら①、②、③、④、全て一旦継続にさせていただくということで今確認をいたしました。

それでは、4件の陳情については継続審査とさせていただきますので、以上で日程1の陳情審査を終了したいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

次に、日程2の報告事項に入ります。（1）要求資料についてです。契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会資料要求一覧という資料がございますので、こちらをご確認をお願いいたします。

資料の提出が、11月27日、本日となっている資料について、今から執行機関に説明をしていただきます。これまでと同様に、配付資料も踏まえた上で、当委員会における今後の調査の進め方などにも関わってくるところがあるかと思っておりますので、ぜひ基本的な事項については質疑をしていただければと思います。説明後に基本的な事項を一括してご質疑を受けたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、本日ご説明いただく資料につきましては、委員限りのものが大半になっておりますので、そちらも併せてご確認をお願いいたします。

それでは、資料の補足説明を執行機関側から端的にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○神河人事課長 それでは、資料要求のございました職員アンケートについての資料について説明をさせていただきます。こちらはアンケートの調査結果のデータをそのままに、情報公開条例に沿って非公開情報をマスキングさせていただいた資料でございます。

この資料におきましては、回答した職員の特定につながる情報、例えば職員番号、氏名、職、所属等の情報、自由意見の記載内容等により個人が識別できるようなものにつきましては、非公開、マスキング処理をさせていただいております。また、回答内容、特に自由意見中にある特定の個人に関する記載内容につきましても、公開することによって当該特定の個人に不利益になるものと考えたものにつきましては、同じくマスキング処理をさせていただいているというものでございます。

資料の説明は以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

引き続き、お願いします。

○佐藤総務課長 それでは、前回の委員会で要求のありました弁護士への調査委託の成果物について、ご説明申し上げます。参考資料として共有をさせていただいております、資料は2点となっております。委託契約が令和5年度、令和6年度にまたがっておりますので、そのそれぞれの委託契約に関する報告書ということで、2件となっております。令和5年度は令和5年度に実施できた範囲での報告、中間報告的な内容になります。令和6年度には全体の調査を終えた段階での最終報告という形になっております。職員アンケートと同様、印影ですとか個人名につきましてはマスキングをさせていただいております。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。ボリュームがそれなりにあるんですけれども、質疑に入りたいと思います。何かございましたら、ぜひ。

○はやお委員 頂きました7月17日付の成果物を、ちょっと確認、幾つか基本的なところを確認したいんですけれども、まず「入札不正行為の再発防止対策等の調査報告書（令和6年度）」ということで、7月17日なんですけど、ここのところの第1の3番（2）起訴に関わる公訴事実の要旨と書いてあるんですけど、これは、何をもちょうこふうに整理したのかということについてお答えいただきたいと。だって、これ、追いかけているんだからさ、ヒアリングだとか供述書だとかといっていること言うんじゃないの。

○白川委員 もうちょっと具体的じゃないと答えられない。

○はやお委員 いやいや……

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 というのは、これをやるために、ヒアリングを基にやったのか、供述調書を基にして作ったのか、そういうところについて、どういうふうな形でこういうところできたのかという、基礎的なところがどういうふうになっていたのか。分からないなら分

からないでいいですよ。白川さんさ、これは委員長が整理することだから、あなたの言うこと。

○佐藤総務課長 今ご指摘のありましたのは、6年度の報告書の第1の3の部分ということでよろしい……

○はやお委員 そういうことですね。

○佐藤総務課長 はい。こちらにつきましては、弁護士の先生方の作成したものですので、公判の結果ですとかヒアリングですとか、そういったものをトータルして作成しているものと認識しております。

○はやお委員 そうすると、公判のときの供述調書というのは、弁護士だから情報が入るといって認識してよろしいの。かなり詳しく。それは入らない。それを答えてくださいということ。

○佐藤総務課長 ご指摘の公判の資料につきましては、含まれていないものと認識しております。

○はやお委員 それでは、4ページのところになります。令和6年度において実施した調査の概要というところの、4ページのところの4番のところになるんですけども、答えられる範囲で結構なんですけど、（3）のところなんです。機密情報の漏洩に関わる、思料される当区職員からのヒアリングの実施と書いてあるんですけど、このところで、当区職員等を中心に8名にヒアリングを実施したと言うんですけど、ここ、分かる範囲。

普通に考えると、この前のときは前副区長にも確認をしたというような答弁を頂いています。そして有罪になった元職員、そして書類送検されている3名、それプラス1ということになると、今のところ6名なのかどうなのかということ。あと2人というのが、どんな関係なので。答えられる範囲で確認、お答えいただきたい。

○佐藤総務課長 恐れ入ります。議員のご覧になっているページ数、PDFのページ数とご覧になっているページ。

○はやお委員 違うの。

○佐藤総務課長 ソフトのページと、恐らくちょっと違ってはいるんじゃないのかなという気がするんですけど。

○はやお委員 あ、これ。これは前にもらってそれを打ち出したやつ、4ページと書いてあったから。

○佐藤総務課長 すみません。項番で、すみません、もう一度お願い、どの部分か教えてくださいませんか。

○はやお委員 はい。そしたら、もう一度言います。第2、令和6年度において実施した調査の概要といったところの4番目になります。あ、ごめんなさい。ごめんなさい。3番目の調査内容の中の（3）です。（3）で、4ページになるはずなんです。そこでの数がちょっとどういうことなのかな。どういう形の、誰を、どのような対象の人で選ばれたのかということ。8名となっているんですけど、大体分かるのは、先ほど言った6名までは分かります、ごめんなさい、6名の方までは分かりますけれども、このほかにどういう方をヒアリングしたのか、お答えください。

○佐藤総務課長 議員ご指摘のとおり、その事件に明確に関与したというふうに報じられている者については含まれているものと思いますが、その他2名が誰なのかということとは

こちら承知してはおりません。

○はやお委員 例えば名前だとかは、それは当然のごとくなかなか答弁できないことでしょうけれども、例えばどういうふうな部署、どういうような関係の中で、普通だと契約に関係しているのかどうか、そうじゃない方をヒアリングしたのかどうか、その辺のところはお答えいただきたい。

○佐藤総務課長 これまでもご答弁申し上げたと思いますけれども、こういった範囲のヒアリングが何回行われているといった詳細は、区のほうでも承知していない形での実施となっておりますので、ちょっと今ご指摘いただきました点については、区のほうでは承知をしておりません。

○はやお委員 ちょっと不思議なんですけど、その辺のところの成果物について把握されていないで、それで最終報告をしているということによろしいわけですか。

というのは何かといったらば、ある程度熟知した上で、関わることでですから、その辺のところは確認しているというふうに普通は思うんですけども、外形的にそれを報告を受けた中を、ただ、全部の文書をね、全部の文書を有識者会議の人たちが作ったならいいですよ。でも、その中身を責任を持って実行委員会が整理しているんだから、じゃあ、これは何ですかと聞かないで作ったという認識でよろしいんですか。

○佐藤総務課長 結果的に弁護士の皆さんがこういった範囲に疑念を持たれて調査をされたかということと、実際に誰がどういうふうに罪に問われたかということが、必ずしも一致しているものではないのではないかとというふうに承知しております。

○小野委員長 よろしいですね——あ、はい、はやお委員。

○はやお委員 何かよく分からないんですね、本当に。というのは、まあいいですよ。じゃあ、そこのところはいいですけども。

それでは、5ページのところの④その他の事実についてということなんですけれども、特に、何行目になるのかな、下から12か13行になるんですけど、当時、同年2月に千代田区建設工事等競争入札参加資格者優先業種登録要綱を新たに定めただけで、同制度に関する運用上の課題を広く執行機関側で受け止める必要があった時期です。だから、副区長は知らないというような論理の説明で、これはどういう内容なのか、もう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○小野委員長 この成果物の中についての確認を、そもそも弁護士含めてやっているかというところでの。

○はやお委員 それもそうですし。

○小野委員長 ですよ。

○はやお委員 ここのところについて、結局は結論を出したわけですよ。監督上の責任は云々かんぬんと言いながらも、副区長については、なかったという理由の一つにこういうふう書いてあるから、どういう意味なのかがよく分からない。

○村木政策経営部長 今、委員からご指摘ございました、こちらの報告書の5ページ。5ページと言うとよくないのか。第3、調査結果の1の(2)の④ですね。④のところの記述なんですけど、こちらは、先ほど委員から読み上げられましたが、当時この建設工事等競争入札参加資格優先業種登録要綱、これが新たに定められたばかりですので、これについて議員さんのほうにも課題を受け止めてしっかり説明してくれということ、副区長の

ほうから話があったということであって、そこで情報とかの漏えいをしろというようなそういう話はなかったということで、その後の「監督上の責任の有無はともかく、機密の漏洩に關与したまでは認められないと判断した」というふうにつながっているというふうに我々では読んでおります。

○はやお委員 ここは、意味が分からないのは、そりゃ、そうしろという指示をしたから、イコール副区長はその指示をしていないということにイコールつながらないと思うんですよ。それは確かにこういう機でありますからという話だけれども、これが副区長が元行政管理担当部長に対して指示しなかったという理由を、もう少し分かりやすく説明していただけますか。だから、ここのところがあったから、それで、監督上の責任ありなしはともかくと下のほうに書いてあるんですけど、機密情報の漏洩に關与したことまで認められないと飛ぶんだよね。だからそこが逆に意味が分からないんだ。

○村木政策経営部長 ただいま申し上げましたとおり、こちらについては、この新しい競争入札参加資格優先業種登録制度、これが新たに始まりましたので、これについてしっかり説明するよということ、そういった指示が副区長のほうから出されたというふうに我々では読んでおります。それを受けまして、今回起訴された元職員のほうでは情報の漏えい等に至ったわけですけど、それは情報を漏えいしろという指示が副区長からあったわけではないということで、ここに書いてあるように、機密情報の漏洩までに關与したとまでは認められないというふうに、弁護士さんのヒアリングの中でそのように判断したというふうに我々は認識してございます。

○はやお委員 分かりましたというか、私としては、それが一つの理由になるということについては、なかなか説明しにくい話なのかなと思うんですね。そこで、結局このことを担保に取って、副区長が言っていないという話と、それでは、何度も言っていますけれども、判決文との違い、ここのところについての確認なんですけど、いつも政策経営部長並びに総務課長のほうから言うのは、ここの件については、表のイチビ、有罪か無罪かと、そこのところの判断に書いていないから、これは刑に關する事実確定ではないという、そういう答弁なんだよね、いつも。

で、これは私が3人の弁護士から確認して、特に代表的なところを言いますね。刑事裁判では有罪か無罪かを判断する――前の文の①のところね。でも、有罪であればどのような刑罰を科すべきかを判断すると。そして、1が罪となる事実の確定で、2が量刑の判断。で、2の量刑判断に用いる判決書記載の事実も裁判所は認定したものと。これ、3人の弁護士が言っているんですよ。裁判所が認定していない事実で量刑判断することは違法ですと。つまり、ここは事実認定しているんですよ。3人の弁護士が3人とも言っているんですよ。

例えばと例を言ってくれた弁護士の方、法廷で証拠に出ていないテレビで見た事実に基づき量刑判断することはできないのと同然、同じですよということなんです。となると、あの判決文については、たとえ上司から指示があろうとも、だけど駄目よねと言っているだけであって、あったということについての供述調書はあるというのが普通ですねということなんです。その辺のところ、もう一度見解を明確に言ってください。

○村木政策経営部長 その点につきましては、本会議場で私のほうから答弁させていただきましたので、私のほうから改めて答弁させていただきます。

本会議でも申し上げましたとおり、我々の認識といたしましては、裁判所は今回の判決の中で、罪となるべき事実、こちらのほうでどういった犯罪があったのかということを確認しているということで、その中では、元副区長等にはここには一切出てこないということから、元副区長についての犯罪事実は裁判所は認定してはいないというふうに、我々のほうはそうように認識してございます。今その点については、我々のほうもまた弁護士のほうに確認して、そのような判決の読み方であるというふうに確認しているところでございます。

また、今、委員のほうからご指摘がございましたが、判決文の量刑の中で、ちょっと読み上げさせていただきますと、被告人は上司からの指示命令や、共犯者である区議から依頼があって断りづらい状況にあったとはいえ、となっていますが、その先に続いているのが、提供の軸となる重要な役割を果たして、厳しい非難に値するというところで、厳しい非難に値するほうの文脈の中で書かれております。もし委員のご指摘のようなものであるならば、むしろその下の段落、刑の執行を猶予する、その理由として書かれるべきものだと思いますので、その点からも委員の主張というのは我々としては納得できないところでございます。

また、こちらも本会議場でご指摘させていただきましたが、元副区長については書類送致すらされていないという状況の中で、それを新たに犯罪があったというような、そのような判断をするというのは、我々のほうではそういった判断はしておりません。

○はやお委員 先ほどのところの、その他の事実を認めるところも不明確と私は受け止めているんですね。何度も確認して、弁護士のほうも確認しました。それだからこそ、今度は刑事確定記録というのをやっぱり3人の弁護士のほうから言われて、これを取って確認すればいいじゃないかと。それは何かといったらば、結局は間違いなく前副区長の供述調書が取れているはずだと。そこをもって議論をしたほうがいいんじゃないんですかということなんで、これは先ほど言ったように確認が取れる。つまり、公共性があるならば、そのこのところについて閲覧並びに、場合によっては、委員会の場合だったらコピーもできるかもしれないというふうに私は確認を取っているんです。だから取れるはずですので、これを取ることによって、これを明らかに。

これは決して、何があれかといったら、真実をやって、あいつが悪かった、こいつが悪かったと言うつもりはないんです。今回の一番の問題は何かといったらば、元区議会議員、そして元職員の、この2人だけの問題じゃないんですよ。こういうふうになることということについて、何だったのかということを確認をしないと、例えば公益通報法の確かに文には書いていない、対応しますよと言われて、現実、現実ですよ、その元職員は公益通報のほうのそっちのほうにはかけていないんですよ。というところからしたときに、どうやったら実効性のある制度にしていくかということ、ここが関与していたのか、関与していないのか。

それは、もっと先を言うんだったら、もしそのことについてはっきりしなかったらば、また同じ犠牲者を職員から出すから、そのことを言っているんです。決して明らかにして、あいつが悪かった、こいつが悪かったと、そんなことを言うつもりじゃないんです。制度としてどうだろうかというところで。

あとそれに関することなんですけれども、私のところに書いてあるところの6ページの

ところの上から4行目になると思います。これは区長のほうがおっしゃっていた内容の、多分ここを参考にされたのではないかと思う。黒塗りのところで、元区議に自分を教育長に推してもらいたいというメールを送るなど、議員が区の幹部職員の人事について影響力を及ぼしているという認識を持っていたという報告書なの。また、今回の事件について、別の区議会関係者に相談を行っていたということで、決算総括、予算決算の総括の折に、区長が議会関係者からも相談していたことは考えられないというところまで——あ、考えられない、何と言ったのかちょっと忘れちゃったけど、というような話をされたんですけど（発言する者あり）えっ、信じられないと。信じられない。これについて、もし相談という点については、私、再質のところでお伝え申し上げました。これは、2022年、私が議員でもないときに相談されました。22年8月、そのことかどうかということについては確認したいということと、私は相談されているということなんで、かなり詳細については理解しているつもりです。

ということでのあれなんですけど、まず、私がこの相談者ということの対象なのかどうか。分かる範囲でお答えください。

○村木政策経営部長 ただいまのご質問ですけど、ちょっとあえて名前を言わせていただきますけど、はやお委員が今回、元区議会事務局の吉村氏からご相談を受けたということは、裁判の中でも、吉村氏の裁判と、それから嶋崎氏の裁判、それぞれを合わせると、そのようなことが聞き取れるといった状況でございますので、それで、はやお氏ということは認識しているところでございます。

○はやお委員 まあ、私もそういう状況の立場の中で対応してきているということでご認識いただきながら、今回のこのことについては、十分にその内容を踏まえて、そしてまた弁護士のほうも踏まえてやっていますので、まずここで何を確認させていただきたいかということになりますと、ここの裁判の判決文のこのところに、上司というところに、供述調書があったのかなかったのか、そこを調べる必要があると思うんですね。そこについて委員会のほうで確認を取っていただいて、また、いや、それは弁護士の見解だよという話じゃない。私は数からいったら、もう間違いなくそうだと思うんですけど、でも依頼した野々上さんは、間違いなくそのところはそうではないんだと。あくまでも事実確認はしていないんだということであれば、そこは資料をもって確認しないといけないと思いますので、ここで皆様に確認したいと思います。

○白川委員 関連。

○小野委員長 えーと——はい。関連。白川委員。

○白川委員 今回の、元部長からはやおさんに相談があったという情報は、確かに一般質問のときにお話があったんでちょっとびっくりしたんですが、どういうふうに処理されたんですか。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 いや、ここのことについては、申し訳ない、もしその細かい話を聞きたいということ、私も公判の中で私の名前が出たということを知っているんで、そしてまた区長がそういうお話が出ていた。あとこういうふうにやって文章で現実出ているということだから言っただけです。もしその内容について詳細をとということであれば、私を100条調査権の下で証人尋問していただいて、今も持っていますけど、全部資料を提示しますよ。

何かといたら、私は言っても、何という、隠れるつもりもないし、ただ、そのときにいろいろ言われたことがある。今回については当面匿名でやりたいとか、そういうような話もありました。

私が実は再び区議会議員になろうと思ったのは、こういう状況になったときに、動かなかつた場合は、私は自分の名前で告発するつもりでいましたから、それでこういう流れが、動きが出てきているから、やっぱり議員であれば自分の実名で告発するべきだと思っていますから。それは私の考えですよ。

で、詳細を聞きたいということであれば、私は証人尋問していただいて、対応していただければと思います。

以上です。

○白川委員 はい。お願いします。

○小野委員長 はい。すみません。じゃあ、ちょっと……。

白川委員。

○白川委員 そんな、何だ、秘密に近いことを聞いているんじゃないで、その後どういうふう処理されたかという情報を共有しましょうということで、お伺いしております。要するに、その後、何もしなかったか、何かしたかというのは、ちょっとさすがに教えていただかないと、この話は進まないんじゃないですか。

○はやお委員 いや、この話を進めて……

○白川委員 だって、だってね……

○小野委員長 ありがとうございます。今ですね、今ちょっと話が違う方向に行きまして、先日の本会議の中で時間が切れてしまったところの、その続きということで……

○はやお委員 そうです。そのことで。

○小野委員長 お話を頂きました。それについて、委員の中で、ちょっとこれは確認してみたいとかいうこともあるのかなということで、今、手が挙がったんですけども、その件について、別個でというのはちょっと、またそれは難しいのかなと思うんで、今の、今の段階で、もしできることが……

○白川委員 休憩にしてもらって……

○小野委員長 確認できることがあれば、休憩を挟みたいと思うんですけども、どうしましょうか。（発言する者あり）

○白川委員 だって、これって、いや……

○小野委員長 じゃあ、ごめんなさい。じゃあ、一旦ちょっとここで休憩をさせていただきます。

午後2時12分休憩

午後2時17分再開

○小野委員長 再開いたします。

それでは、引き続き資料の確認についてです。今、資料2部を、委員限りの資料についてですけども、基本的な事項でご確認をしている最中です。

ほかに何かご意見はございますでしょうか。

○はまもり委員 ちょっと関連して、同じ資料の4ページ目の8名のヒアリングについて、もう一度、重複する可能性があるんですが、確認させてください。

まず8人のヒアリングの中に、前副区長と逮捕された元区議と逮捕された元職員は入っていたのかどうか。この3名が入っていたかどうか、教えてください。

○佐藤総務課長 今、お名前の挙がりました3名については、含まれておると聞いております。

○はまもり委員 そうすると、この8名についてはマスキング、この8名が誰かというのを教えてはもらえなかったんですけども、検討委員会としては8名が誰かということは把握しているということで合っていますか。

○佐藤総務課長 事件関係者について、含まれているかどうかについての確認はしたんですけども、8名が誰かという確認はしておりません。

○はまもり委員 そうすると、ちょっと念のため教えていただきたいんですけど、事件関係の人が含まれているかといったら何名なんでしょうか。その事件関係の人は何名で、それ以外の分からない人は分からないままでいいんですけど、何名かというのを教えてください。

○小野委員長 分かりますか。一旦休憩しますか。

○佐藤総務課長 すみません。お待たせして申し訳ありません。この7月17日付の報告書の1ページ目、第1、関係職員の別の部分に、第1の1として、ア、イ、ウ、エの4人、それから関係区議会議員の1名に、元副区長、そちらは把握をしております。

○はまもり委員 そうすると、ここの1ページに書いてあるア、イ、ウ、エの4人と、関係区議会議員1名と、あとさらに副区長ということで、6名を確認しているということですね。分かりました。

それと、このマスキングについては、マスキングなしの情報を見れるのは、もう野々上弁護士と補助者の中村弁護士、お二人のみだったということで間違いはないですか。

○佐藤総務課長 調査につきましては、以前ご答弁さしあげたかと思いますが、野々上弁護士に委託をして、その補助者として中村弁護士が任命されていたという状況でございます。

○はまもり委員 マスキング、マスキングのない情報というのは。

○佐藤総務課長 区はマスキングをされていない報告書を受け取り、こちらの今回資料としてご提出される際に、個人情報に配慮いたしまして、マスキングをしているという状況でございます。

○はまもり委員 すみません、何回も堂々巡りみたいな質問しちゃって。ちょっともう一回、最後、確認なんですけど、そうすると、このマスキングのない情報を知っているのは、区の中でも一部の方だと思うので、それは検討委員会のメンバーだけ、あるいは検討委員会と今日参加されている方だけ、出席されている理事者だけということになりますか。ちょっとここだけ教えてください。

○佐藤総務課長 検討委員会のメンバーは今日ここにそろってほぼおりますけど、検討委員会のメンバーは報告書の作成として関わっておりますし、区長、副区長への報告はもちろんです。あとは、事務的ではございますけれども、契約の検査ということで、検査員等は内容の確認ということで内容を見ている。守秘義務は当然でございますけれども、見ていることと思います。

○はまもり委員 そうすると、これは今この弁護士の報告書なんですけれども、ほかにも

出ている4-1とかのアンケート回答に関しても同様に、マスクングされていない情報を知っているのは同じメンバーということで合っていますか。これはまた違う。先に行っちゃって、大丈夫ですか。

○神河人事課長 こちら、アンケートの集計につきましては、処理をさせていただくのが人事課の一部の担当者のみという前提で行っているものでございます。したがって、ここにいる全ての検討委員会のメンバーがその内容を同じく知っているかという、それは異なります。

○はまもり委員 同じく知っている。

○神河人事課長 いや、知らないです。

○小野委員長 知らない。

○はまもり委員 知らないということ。人事部の一部だけ。はい、分かりました。ありがとうございます。

○小野委員長 はい。

ほかは、この資料についての関連はよろしいでしょうか。

○岩田委員 先ほどのはやお委員とのやり取りのところでもちょっと関連するんですが、これ、このこういう事件が、事件というか、こういう何だ、情報を漏らすとかそういうのは、公判の中では、長年やっていたとか、議員から情報を教えろと言われた職員が部下にやらせていた。中にはちゅうちょした人もいた。ここにパワハラがあったのではないかと。つまり、単に議員のパワハラじゃなくて、上司が部下に対するパワハラ、上司が部下に対するパワハラがあったから、ここに問題があるんじゃないかと。それを議員のパワハラということに結論づけようとしているのが問題なんじゃないかなと思うんですよ。

それはなぜかということ、先ほど、判決文の中ではそういうのは書いていなかったから、それはありませんみたいなことを言っていましたけども、先ほど、はやお委員とのやり取りの中では、名前が出て云々のときに、公判の中でそういうことがあったのでそういうふうに判断しましたと言ったじゃないですか。都合のいいところは、公判でそういうふうにやり取りがあったから判断しておいて、片や自分たちの都合のいいように、判決文にはなかったからそれはそうではありませんというふうに言うのはおかしいですよ。根本的な話で。

○小野委員長 これ、資料についての質問ですか。

○岩田委員 いや、根本的な話ですよ。

○小野委員長 資料についての質疑にまとめていただくと助かります。

○岩田委員 いや、はやお委員との――すみません。

○小野委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 はやお委員との先ほどのやり取りに関連することですよ。片や公判でと言っていて、片や判決文でというふうに言って、基準となるものが違うじゃないですか。そこはちゃんとやっていただかないと、どちらも公判の中でと話があるんだったら、そういう話にさせていただかないと、話が先に進まないです。それで、さらに、何、お尻を決めてなんていったら、結局は臭いものに蓋をして終わりじゃないですか。ちゃんとそこはやっていただきたい。

○小野委員長 今、公判の話が出てきたり資料の話が出てきたりというところで、いろん

な情報も含めて混在をしている状況で質疑というのが広がっているんですけども、その中で言うと、この資料であれば資料に基づいて、岩田委員、岩田委員、この資料で話をしているんだから、この資料で話を進めていきましょうという、そういうところも含めてという解釈でよろしいですか。

○岩田委員 ただ、根本的な話ですからね。

○村木政策経営部長 ちょっと一応。委員長から今ご整理があったので、なんですけど、一応ご答弁はさせていただきます。

先ほどはやお委員からご指摘がありましたのは、はやお委員が元区議会議長からご相談を受けたということで、そのことについては知っているかということでしたので、それは公判の中ではやお委員の名前が出てきましたので、そのことをお伝えいたしました。我々としては、その時点では単に公判で聞いたというだけのことでしたので、この情報については本会議場でも、我々としては名前はここで申し上げることはできないということで、ご本人から何らかのコメントというか表明がない以上は、それは公の場では言わないということでご答弁させていただいたものです。

それから、先ほど言いましたそのほかのものについては、公判では警察のほうから、あるいは弁護人のほうから様々な主張がございますので、そのいずれを採用したかは、それは裁判所の判断ということになりますので、裁判所の採用したものが、それが最終的な確認された事実だろうということで申し上げたものですので、そのところはきちんと線は引いているつもりでございます。

○小野委員長 岩田委員。

○岩田委員 違いますよ、そこじゃないですよ。先ほど答弁の中で、我々は公判の中で名前が出たのでそのように認識しましたとおっしゃったじゃないですか。だったら、ほかのことにしてもちゃんと、判決文だけじゃなくて、公判の中でそういう話が出たんだったら、それちゃんと中身に入れていただきたい、判断するのに。ということを行っているんです。

○村木政策経営部長 認識しましたというのは、我々はそのように聞いたという意味でございますので、今、委員のほうからご指摘がありましたように、認識したイコール我々はそのように判断したということ、そういう意味ではございませんので、そのところはご了解いただきたいと思います。

○小野委員長 はい。それでは、こちら資料についてはよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、引き続き、資料、ほかの資料について。委員限りの資料ですね。何か基本的な質疑がございましたら、伺います。（発言する者あり）はい。アンケートですね。

○小林副委員長 出していただいた資料なんですけれども、マスキングがしてあるんですけども、このマスキングのほかに、非常に文字を寄せたり白い部分があると。これは何で。アンケート。

○小野委員長 この資料のアンケートの体裁ですね。

○小林副委員長 アンケートの体裁の話。

○小野委員長 〇４－〇１、委員限りの職員アンケートの回答、原本ですね。

○中田行政管理担当部長 委員のほうから、委員会のほうから、回答は原文でということがございましたので、こちらは私も手を加えずに、そのまま印刷をさせていただいたことがありますので、空白があったりというのは、そのままの形ということでご理解いただければというふうに思います。

○小林副委員長 原文でお願いしたんでこうなったと言うんですけど、原文がこうなっているんですか。

○小野委員長 原本。

○小林副委員長 原本。どういう、ちょっとどう考えても理解できないのは、黒いところは分かりますよ。でも、その他のところは、こういう文字列となっていますけれども、それをまず。

○神河人事課長 こちら、アンケートの集計結果のデータを、必要な箇所をマスキングさせていただいたものという説明を先ほど申し上げたところです。やはり中には自由意見のところに意見を記載されない方などもいらっしゃいます。ちょっと枠がなくて大変分かりづらくはありますけれども、そういった回答していない方の分は、白くどうしても出てしまうということがございます。ただ、文字があるところで、それを隠すべきものとして判断したものについては、黒く塗り潰すというような処理をさせていただいておりますので、そこに、白くなっているところに情報を隠しているというような形のことは一切ございません。

○小林副委員長 すみません。白いところは記載がないから白い。何にもない、空欄という。

ちょっとちなみに、じゃあ、これのアンケートをマスキングしてありますけれども、アンケートって、やったものというのは、これが原文と言われると、どうやってやったんですか。要するにこれを見たんじゃ全然分からないんですよ。分からない。分かりますよ、読んでいけば。でもアンケートをこの原文でやったら、後で見る人だって、ここのマスキング以外だって分からないじゃないですか。どうやっているんですか。たくさん頂きました。

○小野委員長 これ、回答をする方々はデータで入力して、それが何かしらのフォーマットに自動で落ちていくものなのかとか、多分その辺のところも含まれるのかなと思いますので、併せてお願いします。

○神河人事課長 こちらのアンケートにつきまして、イントラネットの中で、職員にまずメールで通知をいたしまして、そのメールで通知されたアドレスに職員がアクセスすることによって、そこに自動的にデータベースの中に回答内容を蓄積していくような内容のものとなっております。今回は308人も職員の回答内容が蓄積されているものでございます。約70項目ほど項目がございますので、横に70項目、縦に308人分の情報が並んでいるというような形の情報になっております。

○小林副委員長 分かりました。○小野委員長 はい。

ほか、このアンケートについて、何か基本的な、見方も含めて。

○はまもり委員 これ、非常に見にくかったのは、多分集計のデータそのままだからだと思うんですね。そういう資料要求だったから、そうなるのは当然なんですけれども、これは、このままだと、多分、区の職員の皆さんも、どんな状況なのかなというのが判断しに

くいと思うんですが、これをさらに加工して皆さんの中では共有されたのかどうか、教えてください。

○神河人事課長 こちらのアンケートを集計させていただいた結果が、これまで公表しておりますアンケートの集計結果であり、自由意見を少し調整させていただきながら掲載した内容となります。

○はまもり委員 多分このデータがこのまま出てきて、その後、同じ項目とかでこう、何ですかね、加工して、さらに加工したものがあれだと思うんですよね。だから、何というんですかね、加工する段階のものの中で、ここの中からどういうふうに表を作っていき、グラフを作っていき、加工してくみみたいな判断をしていくと思うんですけど、多分その判断に至る前に、この原文のままだと意味自体がちょっと捉えにくい。まあ、エクセルになっているので、パソコン上というのはあるんでしょうけど、恐らくこういうことが出てきたよということを分かるような、最終報告の前の段階の加工したものというのがあるんじゃないでしょうか。

○神河人事課長 こちら、処理に当たりましては、こちらのデータを基に報告書を作成していくような順序で進めてまいりましたので、これと報告書の間に途中の集計情報というものはございません。

○小野委員長 はい。もう、そもそも原本で共有してくださいというところが。

○はまもり委員 そうですよ。

○小野委員長 こちらからお願いしていたので、原本自体は見にくいだらうなとは思っていたんですけど、案の定やっぱりこういう感じでかなというところですね。

ほかはいかがでしょうか。こちらのアンケートの資料について、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、今回、委員限りの資料ということで、そろいましたけれども、こちらについては一旦以上とさせていただきます。

それでは、この後なんですけれども、日程3ですね。今、日程2の報告事項についてというところで、資料要求については質疑を終了いたしまして、次、日程3の今後の調査の進め方というところに進んでいきたいと思っております。こちらは、（１）（２）ということでありまして、（１）が当委員会の論点チェックについてです。（２）が事実確認の調査実施についてなんですけれども、こちら二つは一括で議題とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、こちらについても資料がございます。正副としてまとめた「契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト」というものがございます。05ですね。こちら、ご確認をお願いいたします。

こちらの資料について、改めて経緯をご説明いたします。本資料は7月4日の当委員会で、はまもり委員から資料要求を頂いたことを受けて、各委員からご意見を賜りました。その節はご協力いただき、誠にありがとうございました。はまもり委員自らその後ご調整を頂きまして、そして正副委員長で内容を確認し、今回、委員会の資料としてこちらをお配りしたものです。

今回の委員会資料とするに当たり、改めて、これまで当委員会も含めて議会での様々な

議論とか、それから決算特別委員会とかでもいろいろと質疑がございました。その辺りも含めまして、論点チェックリストとしてカテゴリーに分け、何が論点として確認済みなのか、あるいは未確認なのかということのを列挙してあります。こちらの資料を基に再発防止に関して議論された事項を、まずは共有したいと思います。

それから、本チェックリストにおいて、（2）にあります事実確認の調査実施についても併せて確認をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、今、資料を広げてくださっているかと思えます。論点チェックリストですね。こちらは一旦、ちょっと、ざっと全員で確認したほうがよろしいですね。

それでは、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会論点チェックリスト。1、区議会にて実施すること、①コンプライアンス研修の受講。日付は省略させていただきます。今後どのタイミングで実施していくかというご意見がありました。例えば4年に1回など。こちらについては「未」ということで処理をしてあります。ですので、こちらについてはよろしいでしょうか。②政治倫理条例の策定、こちらは検討しましょうと。特別職も対象とするか含め、するのであれば、適切な委員会に送るでよいか。③議員への意識調査の実施。実施するか否か、実施する場合の内容をどうするか。こちらも「未」ですね。案としてはコンプライアンス上の認識を問うもの、職員アンケートと同様のものなどとなっています。④議会全体の問題。議会のあり方を見直す必要がある。住民の声を議会として聞く場を設けること、議会基本条例の策定を検討するかどうか、こちらがまだ「未」です。

2、区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項ということで、こちらはちょっとボリュームがありまして、大きく分けて3点あります。一つ目がコンプライアンス・倫理についてです。二つ目のサブタイトルが契約制度について、そして三つ目が対応などの確認、報告書の正当性についてというのがあります。まずこちらも1個ずつ念のため確認いたしましょう。

一つ目、コンプライアンス・倫理についての①です。公益通報制度の不備。利用されていない、通報者を守れていない可能性があるというご意見が出ていました。区側で職員等公益通報制度の見直しをする。進捗を確認していくということでよいかどうかということです。こちらは「未」ですね。

②対策について。多面的評価（フィードバック）のこちらの実施にあたり、評価と紐づけては。特別職も対象にすべきでは。答弁としては、こちらは評価制度とは紐づけないが、特別職も対象とするという答弁でした。依命通達の議員対応報告書の対象は。業務の妨げにならないか。こちらは答弁がありました。特別職以外の全ての職員が対象。議員との対応を個人任せではなく組織で対応していくことが目的であり、業務に支障はないと考えているということで、これはもう答弁を頂いているものとして、このように書いてあります。

そして、次の契約制度についてです。③入札制度における不備。入札最低価格を知ることができる仕組みに不備があるのではないか。千代田区施行能力・地域貢献審査型総合評価方式に不備があるのではないか。契約情報の公開方法が不十分なのではないか。入札監視委員会が機能していないのではないか。こちらは一括で、区側で入札制度の見直しをする、進捗を確認していくということでよいかということになっています。こちらは「未」ですね。

次が、対応等の確認、報告書の正当性について。④対応などの状況確認。区はどのよう

な検討体制を取り報告書を取りまとめていったのか。こちらは答弁がありました。まず1月29日に区の検討委員会を立ち上げた。その後、官製談合の問題であるため、コンプライアンスに強い弁護士、公正取引委員会のOBに依頼をして、有識者会議を2月7日に設置。検討委員会の検討に対し、有識者からご意見を頂いた。

判決が終わった現在、弁護士ではなく、区にもヒアリング結果等を出せないという守秘義務があるのか。こちらは答弁がありました。弁護士は弁護士法に記載された義務として守秘義務がある。また、ヒアリングにあたっては、区にも話さないということを前提に関係者が話してくれているので、区につぶさな記録はない。

アンケートの対象者はどのように決めたのか。記名式とした理由は。こちらは答弁がありました。対象は、議員や事業者との接触が多い管理監督職、係長級以上の職員を対象とした。記名式にしたのは、職員にうわさや伝聞ではなく責任をもって回答してほしいということと、その後のヒアリングにつなげるため。弁護士からの助言もあった。

⑤正当性（公正・中立）があるかどうか。なぜ第三者委員会を設置しなかったか。有識者会議と第三者委員会の違いを認識しているか。こちらは答弁がありました。日弁連の指針に基づいている。第三者委員会は、違法事案が発生した場合にその調査を行う必要がある場合に、弁護士などの専門家を交えて第三者のみで調査するもの。有識者会議は第三者と当事者、本件では区の職員を交え、調査を終えた後に再発防止等を議論するもの。今回は警察の捜査が済んでおり、再発防止対策に取り組むことが大事と考え、有識者会議とした。

区の委員会メンバーに当事者がいるが、選出が適切であったか。答弁がありました。区の検討委員会メンバーは役職で選任していた。3月末に警察の捜査が終了したため、4月以降に弁護士のヒアリングを実施した。当該職員については4月4日に書類送検をして初めて知った。

事前に相談していた弁護士を有識者とすること、更にアンケート設計やヒアリングを委託することに問題はないか。答弁がありました。11月8日に初めて相談。区と委託契約を締結しているので雇用関係はない。また、区の職員を弁護するために選任されたものではないので、報告書等の正当性に問題はない。ヒアリング調査等の委託契約は令和5年度分で600万円、追加のヒアリングや報告書の作成業務として令和6年度分で100万円支払った。

弁護士はどのように選んだのか。答弁がありました。談合などの経済事件の見識や検事経験などの経歴を考慮して適切であると考え、区長名で委嘱した。

職員アンケートをそのまま出さずに加工していることに対して、恣意的にならないか。答弁がありました。秘密保持のため、ほかの自治体を参考に検討委員会として取りまとめた。検討委員会、有識者会議以外の目的では使用しないと利用目的を限定し、集計・分析を行う職員も限定している。

落札率99%以上の契約において違法な入札がなかったのか。答弁がありました。ほかの案件については、入札監査委員会の先生にも台帳を見ていただいております、ご議決も頂いているので問題ないと考えている。

該当の元部長は当時上司であった前副区長の命令によると主張しているが、その証言をどのようにとらえているか。答弁がありました。裁判所の被告人の証言は偽証に問われな

いため、あくまで本人の主張と考える。また、捜査等で認定されたものは、判決文のうちの罪となるべき事実の部分であり、量刑の理由に書かれているものは、本人がそのように述べたが酌量する余地はないと結論づけているので、事実ではないという認識。裁判官が事実として確認したものは罪となるべき事実に記載されているものだというのが、今回相談した弁護士の見解。

前副区長の関与について、公判内容と報告書で異なる。確定記録の確認が必要。こちらは「未」となっています。事務局にて確定記録の閲覧が可能か確認中。

前副区長や当該職員、事業者を対象にヒアリングを行ったのか。答弁がありました。ヒアリングには元副区長も含まれているが、事業者は対象にしていない。該当職員は？で終わっています。

以上が、今お手元にお配りしている論点チェックリストの全てです。ということで、こちら、委員の皆様からご意見を頂ければと思いますけれども、できる限り関連で入っていただくとかいうことでお願いをしたいと思います。

それでは、伺います。

○はまもり委員 ちょっと補足させてください。一旦皆さんが委員会であつたりとか本会議、または特別委員会でお話しされたことを、論点としてピックアップしているんですけども、同じような意見は一つにまとめたりしています。なので、そもそもここに論点が入っていないんじゃないかとか、論点の捉え方が違うんじゃないかということもご意見として伺いたいと思っています。

チェックリスト方式に、例えば1番のところであれば、どのタイミングで実施していくのかということ、一つ、これはその論点の中身として、これを決めていけばいいんじゃないかという、これも提案ですね。なので、ほかにも論点があるんじゃないかといったことであれば、それも入れていく必要があるということになります。

まだ議論されていないもの、決めていないものを、「未」というふうに書いたんですけども、本来皆さんがオーケーであれば、「未」と書いていないところは「済」というふうに書いていきたいんですね。ただ、それも、一旦はそういう答弁があったということで、それで一旦クローズというか、していいかどうか。別の考え方として、一旦クローズしても、例えば報告書とかを作るのであれば、そこに、こういった職員の答弁があったが、ここについては疑念が残るとか、そのまま受け入れるとか、そういったところは後で報告書のところでは書けると思うんですけども、議論していくといったところから外してよいのであれば、それは明確に、済みというふうに言って消すことができるかなというふうに考えていますので、ちょっとそのように皆さんのご意見も頂きたいと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今、実際まとめて、まとめるところでいろいろとやってくださいました、はまもり委員からのご意見でした。おっしゃるとおり「未」と書いてあるもの、それから答弁がありましたというものは、この答弁をもって済みとしてよろしいでしょうかということも併せて確認をしていきながら、絞り込みも含めてしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、引き続きご意見——失礼しました。のざわ委員。

○のざわ委員 この1ページ目の1の①コンプライアンス研修の受講で、私、ちょっとす

みません、戻ってしまうんですけど、私のこの今日のあれの、ファイルの中の3番目の資料で、要はのざわ委員の資料要求の最後のところが、9月5日、事務局、補足説明、資料未定となって、私の資料が出てなくて、これはどういうふうになっているのかなというのは、ちょうどここに、このコンプライアンス研修、コンプライアンスだけじゃなくて、私たちのこの議員としての身を正すため、時代の急速な変化の中で正さなくてはいけないことがどんどん増えるのを、まずは私は勉強するということが大切だなという中で、その資料未定というのは、資料を出していただけるのかどうかと、このコンプライアンス研修のコンプライアンスというところの定義がもっとあってもいいのかなというのは、どこで議論をさせていただくのかなという質問でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

今、のざわ委員がおっしゃったところで、資料についてもそうなんですけれども、今、先ほどご覧いただいている論点チェックリスト、こちらの1、区議会にて実施することの①にコンプライアンス研修の受講というのがありまして、これは必要だよなというところが大前提の下で、このご意見になっています。

あとはどのタイミングで実施していくかということで、それが紙ベースとか本とかなのか、それともちゃんとしたみんなが集まって勉強をする会なのかというところで、アイデアは様々あるかと思しますので、もしよければ、この①番のコンプライアンス研修の受講をやっていくに当たって、今後どんなタイミングで実施していくかというところですね。内容についてはまた都度調整になるかと思しますので、もしよかったら、ここでいかがでしょうか。どうしても何か資料がということであれば、こちらは資料未定という状況になっているのはご覧のとおりですので、研修のテーマや内容が分かる資料があればということなんですけれども。

ちょっとこちらについて、一旦事務局に聞いてみたいと思いますが、のざわ委員、それでよろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小野委員長 事務局に、まずは確認してよろしいですか。

○のざわ委員 よろしく申し上げます。

○小野委員長 はい。

○石綿区議会事務局次長 議会事務局次長です。

9月5日、またちょっと議事録は詳細に確認しないといけないかなとは思うんですけども、記憶の中では、当初、資料要求を頂いたところで、ちょっとその内容の確認に、事務局側としてもそごがあったような状況でしたので、頂いた要求の資料はもう3月に完了しているかなと思っていたところですが、その後、のざわ委員のほうにもお話を聞いて、9月の時点でも、9月5日の前ですか、その時点でご指摘を頂いたこともありまして、お話をお伺いして、のざわ委員の要求の内容というのは、議員の皆さんが今回の事件を受けて、コンプライアンスやハラスメントに関して、様々な研修の内容であるとか、そういったものがあるだろうから、そういうのをチョイスできる意味での参考になるような資料が頂きたかったんですよということで、ああそうですかということで、そこは一度、そういう趣旨の資料だったので、我々が取り違えていましたといったようなことを、委員ご本人か委員会の場でご説明をしたような記憶があるんですけども。

いずれにしても、事務局といたしましては、資料をご用意するというのであれば、そういういわゆる一般的なコンプライアンスやハラスメント研修として、こういう研修をやっていますよとかこういう資料がありますよというようなことを、いわゆる一つのパッケージとして、市販のもの等々、ご用意があれば、お見せすることはできるかなという状況でございますが、事務局の判断といたしまして、これまでこういった研修、ハラスメントに関して、この委員会としてやっていくかどうかというような議論にまで、まだ至っていないかなというところで、出すべき時期をもう少し様子を見させていただいたほうが、むしろよろしいのかなと。例えば今日のような資料要求を頂いて、資料説明をさせていただいておりますけれども、資料をご提出させていただくと、その時点でご説明をやはり伴うものなのかなと思ひまして、用意をして、またその資料のご説明からということでも全く構わないんですが、時期を見計らったほうがよろしいかなというところでの資料未定というところで、そういう趣旨で我々は受け取っていたところでございます。

○小野委員長 はい。

のざわ委員。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。そういうことでしたら、それで構いませんと思ひますので、どこかで、このコンプライアンスなのか、いろんな内容を含めたものか、それをするのかしないかも含めて、1回議論するたたき台としては、どこかで1回出させていただきたいということで。考え方を出示していただければ、それで大丈夫ですので、よろしく、タイミングを見計らって、またよろしく願ひいたします。

○石綿区議会事務局次長 今、のざわ委員の要求に関しましては、皆様方のほうでまた時期を見計らいながら、要求を頂ければそのタイミングでご用意をするようにいたしますので、よろしく願ひいたします。

○小野委員長 はい。条件整備検討会の中でも同じような議論というのが出てきていまして、一旦全員で受講した研修がございました。ここは事例も交えて非常に分かりやすかったというご意見が多数寄せられまして、かつその場で、こういった勉強会というのはやっぱり定期的に必要だよなというご意見が非常に多かったということが挙げられます。ですので、全体の中でどういうことを勉強していったら、しっかり自分たちの中でそれを理解した上で日頃の業務に生かしていくかというところだと思ひますので、それが、資料だけではなくて、やはりみんなで勉強を一緒にしていくというところが求められているかと思ひますので、これはほかの検討会などとの兼ね合いで、引き続き議論をしていければなと思ひしておりますので、よろしく願ひいたします。

のざわ委員、こちらについてはよろしいですか。

○のざわ委員 はい。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、引き続き、この論点チェックリストの中のリストについて確認です。①番のコンプライアンス研修の受講というのはそういうことで、「未」となっているんですけども、いかがでしょうか。条件整備の中でですとか、ご意見も出ていましたので、そこの兼ね合いで引き続き具体検討していくとかはあると思ひますけど。

じゃあ、えごし委員。

○えごし委員 すみません。まず、この論点チェックリストは私もすごい大事だと思ひて

いて、作っていただいてありがたいなと思っております。

進め方を、まずちゃんと確認したほうがいいなとは思ってまして……

○小野委員長 ご起立……

○えごし委員 すみません。申し訳ないです。申し訳ないです。進め方をちゃんと決めたほうがいいと思っております、さっきはまもり委員に言っていただいたように、私も一番大事なのは、本当に前々からも言っていますけれども、実際この再発防止に対して区議会としてどうやっていけるのか、今後どうしていったらいいのかというのが、この再発防止委員会の趣旨だと思っておりますので、この1番のところというのはすごい大事だと思っております。そういう部分について、実際どう、この「未」と書いているところ、その部分についてどうやっていくのかという方向性を、この委員会でしっかりと方向づけして、それをここで決められない分は次に送るとか、そういう形で考えていくのほうがいいのかなというふうに思っております。

さっき言っていただいたように、もう議論をして、例えばしっかり答弁を頂いている部分とかは、もう済みという形にして、もうその部分については一旦終了と。で、この「未」という部分についてどうするかという方向性を決めて、それをまとめて委員会としての報告という形でまとめるというのが、私としてはいいと思っておりますので、まずそのやり方、進め方というのをちゃんと決めた上で、一つ一つ議論していくのほうがいいかなと思っております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。建設的な意見で助かります。ありがとうございます。

ということで、この論点チェックリストの取扱いで、どういうふうにして進めていくかということが、今ご意見がありましたので。

同じ関連ですか。進め方の件ですかね。牛尾委員。

○牛尾委員 まとめていただいて、大変分かりやすくなったと思います。ありがとうございました。

えごし委員とも重なるんですけども、やはり再発防止をどうしていくかというのがやっぱり一番目的があると思っております、やっぱりその中で具体的にできるものというのは、もうどんどん具体化していくというふうにしていったほうがいいと思うんですね。特に①番、コンプライアンスの研修。ここではハラスメントの研修というのは1回、議員全員でやりましたけれども、その他コンプライアンスについて、公職選挙法なのか議員のあの必携なのか分かりませんが、そういうのを使ってやるのか。それは他の自治体でどんなことをやっているのかということも調べていただいて、千代田でも取り入れるべきだなどと思う研修については、どんどん具体化していくということでやっていけばいいと思うんですよ。

政治倫理条例の策定については、再発防止策を講じなきゃいけないねというのは、全体で一致できる問題だと思うんですね。先ほどの陳情の分けじゃないけれど、もうさっきの4番目の陳情については、もう政治倫理条例の策定も含めて、再発防止策というのをじゃあもう議論していこうじゃないかと。そうなった場合、江東区なんかでは検討会をつくって具体化してはいますけれども、検討会をつくるのか、どこかの委員会に回すのか分かりませんが、じゃあ具体化していきましようということで、もう方向づけをしてい

くということとか、あとは議員に……どうするかはまだ決めればよいと思いますし、そうして具体的にできるものは、もう早々に具体化していくということで進めていって。

2番以降というのは、どっちかという最後の報告書を作る中で明らかにしていく問題なのかなと思うんですね、最終報告書。中間報告書が分かりませんが。だから、1番で具体化できるものというのは、もうどんどん具体化していくということで、話を進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。1番というのは、区議会で実施することという、この4点ですね。特に今①、②というのが出ました。

先ほどえごし委員から、こちらでできること、やるべきことということと、それから、もう答弁があったものについては、これで一旦済みとするところのご提案もありましたので、ちょっとそのところも一旦確認をしております。ありがとうございます。

この中では、まず1番、④番までということ、もう結論づけたほうがいいんじゃないかということですね。これについて、皆さん、いかがでしょうか。ご意見はありますか。これ、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、今出ていたので、①、②まで来ましたが、①についてはもうご意見を頂いたとおりですので、具体的なコンテンツについてはちょっとこの場ではいたしませんけれども、今後進めていく中で、どういうものが他区でやられているかとかいうところも含めて、引き続き検討を続けていくと。これは条件整備検討会でも、先ほどから申し上げているとおり、出てくるかなと思います。

ということで、これ、それでは、②番、政治倫理条例。これは先ほど——あ、はまもり委員。

○はまもり委員 ①については、もう決めていったほうがよいと思うんですね。なので、まず、やるのはいいですよという確認。それから、やる場合には、じゃあ中身については都度決めてくということと、今、中身についてまで決めてしまうという2択があると思うんですね。それもじゃあどうするか。それからタイミング。この3点を確認してもらえれば、ある意味次に進められるというふうに思うので、これは進め方のご提案です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ちょっと先ほどから私も、条件整備との兼ね合いもあるのでというので申し上げている中なんですけど、多分ちょっと一旦ここで伺いたいのが、まず、こういった研修を含めて、やるというのに対して異議がある方はいらっしゃいますか。基本、やるということによろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。これはもう、皆様賛成ということですね。

あとはどの会議体で具体を進めていくかということなんですけれども、この特別委員会の中で、具体的なコンテンツも含めて一旦確認をしたいという方は、どの程度いらっしゃるか、ちょっと伺ってみたいですね。逆に、ここじゃなくてほかだろうというご意見も含めて、あれば下さい。なければ、この委員会でも具体を上げていきたいと思います。

○のざわ委員 先ほどのタイミング、私はこの中身は結構個人的には大事だと思っ
ていて、意見としまして、私は②の政治倫理条例の設定までは、意見としてはちょっと条例
の制定までいなくて、この①の研修をしっかりとすることによって、私は非常に今いらっ
しゃる議員は非常に優秀な方だと思いますので、それで、きっちりとしたものを区民の皆
様にお見せするというので大丈夫じゃないかなという意見を持っておりますので、中身
をしっかりここで確認させていただきたいというふうに思っています、先ほどの資料も
出していただきながら、という意見を述べさせていただきます。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

白川委員。

○白川委員 ③番と④番に関してです。③番の意識調査というのは、私は必要ないと思っ
ています。というのは……

○小野委員長 オーケーです。ちょっと今、①番だけ一旦まとめちゃいましょうかね、そ
うしたら。

○白川委員 ああ、①番だけ。

○小野委員長 ③番のとき、またぜひお願いします。

じゃあ、①番のコンプライアンス研修の受講というところに関しては、一旦まずはどう
いうものがあるかということについては、出してもらおうということでもよろしいでしょ
うかね。この委員会でするかどうかということ、ちょっと日程的に正直厳しいかなと思うん
です。（発言する者あり）

大坂委員。

○大坂委員 研修会云々に関しては、例えばこれまであり方でやったりだとか、議長主催
の下でやったり、いろんなやり方はあると思うんですけども、この今回のコンプライア
ンスに関しては再発防止に関わる部分なので、この委員会の中で一旦整理をして第1回目
は実施するという形が一番スムーズなんじゃないかなと私自身は思っているんで、この会
議体でどういう方向でやるのか。講師の先生によって様々内容が変わってきてしまう部分
もあると思うんで、そこは委員長、副委員長のほうで整理をしていただいて、進めるとい
うことでいいんじゃないのかなと思っ
ているんですけども。日程に関しても定例会中じ
ゃなくても構わないので、設定をして
いただいて、なるべく早くこれは一旦全議員で共有
する必要があるというふうに認識しています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、先ほどコンプライアンスやハラスメントと出てきているんですけど、コンプ
ライアンスという観点ではここが一番ふさわしいということですので、こちらで、この当
特別委員会で設定をしていくための準備を進めていくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。承知しました。

それでは、②番の政治倫理条例についてですね。先ほどちょっとこちらもご意見は頂い
たんですけども、これに関連して、何かございましたら、お願いいたします。

○牛尾委員 のざわ委員のほうから、皆さん優秀だから学習会をすればいいんじゃないか
という話もありましたが、やはり区議というのは区民から選ばれるということで、どうい
った考えを持った方が選ばれるかというのは、これは分からないわけですよ。政治倫理

条例というのは、どんな考えを持った候補者が当選しても、そういった事件を起こす、何とかな、その抑止策をつくっていかうということなので、抑止策があれば、こういった考えの候補者が当選しても、抑止策があれば防止できるだろうという意味での条例ですので、これはやはり最低限の条件の政治倫理条例というのは、やっぱりつくっていく必要があるんじゃないかなと私は考えます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

政治倫理条例については陳情も来てはいたんです。陳情についても、過去にも来ていて、そして今回の当委員会にも送付をされているというところでもあります。

抑止策ということで、確かに4年に1回議員が入れ替わるという大前提がありますので、新しい方が来ても、それにのっとってということで、判断基準としては条例があることが望ましいというご意見は、多数の方がもしかしたらお持ちなのかなと思います。

これについて、ちょっとこちらの委員会でそもそもやるのか、それとも検討会を立ち上げてもらうような申し送りになるのかとか、様々ご意見もここはもうあると思うんですけども、ぜひそれについてお願いしたいと思います。

○牛尾委員 もしその政治倫理条例の何かイメージが持ちづらいというんであるならば、この政治倫理条例というのはどんなものなのかという研修会なり。

○小野委員長 うーん。

○牛尾委員 というのもいいんじゃないですか。先行事例で、ほかの自治体でやっているところもあるわけだから。そういうのも必要なのかもしれないね。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

具体的に政治倫理条例とは何ぞや、また政治倫理条例について、そもそもどういう段取りを経てできていくものなのかとか、勉強会というご提案がありましたけども、これについて、皆さん、いかがでしょうか。勉強会を一旦挟んだ上で判断したいのかどうか。

○はまもり委員 私は賛成です。政治倫理条例、今、②番の話をしているんですけども、④番と併せて、もし、勉強会だけは併せてやっていただけたらなという意見です。

○小林副委員長 議会基本条例。

○はまもり委員 はい。議会基本条例の話とか。勉強会だけ。

○小野委員長 勉強会だけ。今の勉強会だけというのは、政治倫理条例のことではなくて、4番の議会基本条例の策定というところに向けての勉強会もセットでという、そういうことですかね。

○はまもり委員 そうです。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

これについて、いずれにしても、こうしたことは一旦勉強会を挟んだほうが、確かに理解も早いかなと思いますので、まずは政治倫理条例の策定というところが今回のお題目で来ているところですので、これについて、勉強会をするという方向性、皆様いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。じゃあ、こちらについても当委員会の中で検討をしっかりと、実現をするということでやりたいと思います。

のざわ委員。（発言する者あり）白川委員。

○白川委員 可能であれば、①と②と、ちょっとセットにしていただけないかなと思います。コンプライアンス研修というのと、要するに政治倫理条例というのはどういうものであるかというの、概念というのをちょっと知りたいので、それも一緒に教えてもらおうと。その上で条例をつくるかどうかというのを話し合ったらどうかと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。じゃあ、ちょっと①、②、④はそうしたくくりでよろしいですか。じゃあそれはこちらでお預かりいたします。

のざわ委員。

○のざわ委員 この勉強会の中で、条例、いきなり条例に行くのか、それ以外にどういうものがあるって、段階的なものも見せていただくというものがあるんでしたら、そこも含めた勉強会、政治倫理条例に関しては、そこを含めた勉強会にしていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

今ご意見があったとおり、コンプライアンスも含めてということですので、どういう組立てになるかという話かなと思いますので、一旦こちらについても検討させていただきたいと思います。

ということで、①、②、④というところまで今来たんですけども、いかがでしょうか。ここはほかに何かご意見はございますか。

一旦ちょっと休憩させていただきます。

午後3時10分休憩

午後3時38分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

では、引き続きご意見を伺います。

のざわ委員。

○のざわ委員 この契約制度の③の一番下の区側で入札制度の見直しをするという方向の中で、区側で、この制度の見直しの中で、いろんな職員の方の対応の仕方もマニュアルも決まってくると思うんですが、その中で議員の方に共有できるものがありましたら、それを議員のほうにも共有していただき、この1の①のこのコンプライアンス研修と書いていますが、その研修の中で、常に職員の方、議員の方とのすり合わせをして、日々ブラッシュアップ、定期的にブラッシュアップする場を意識的にやっていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ブラッシュアップ。

人事課長。

○神河人事課長 私ども職員には、もう既に官製談合防止のための研修を実施しているところがございますので、その中で事例を用いた研修なども行っております。資料中にはそういったものも含まれておりますので、権利関係を確認させていただいた範囲の中になりますけれども、議会のほうにも情報提供をさせていただきたいと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ここから先、念のためもう一度、進め方についてです。まだ「未」の部分が残っていますので、「未」については全て確認をいたしまして、その後、答弁があったもの、これは、済みにしていいものと、それから答弁はあったものの、いやこれはもうちょっと確認が必

要だよというものがあるかもしれませんが、その辺りについては、答弁があったもの全てはさらいませんので、答弁があったものについては、ご意見がある方は挙手の上で、この項目についてですということ、ご発言を頂ければと思います。ということで、一旦進め方についての確認でしたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、引き続き「未」の部分というところで、今、1の①、②、それから④というところでありまして、先ほど③について手を挙げられましたでしょうかね。

白川委員。

○白川委員 議員への意識調査というのは、私は必要ないと思います。これは4年ごとに議員というのは替わりますし、議員というのは基本的に区民に対して自分で発信して、自分はこういう意見を持っている、自分はこういう倫理を持っていると言わなきゃいけないんですね。こんな意識調査で、うちの議員はこんなことを考えていますと区役所から出すようなものじゃないんです。もともと議員というのは、政治信条とか自分の倫理感とか価値観とかというのを表にして、それで名前を連呼して、お願いです票を入れてください、それで選ばれているわけですから、ここに意識調査というのを入れるのは、私は職員はしょうがないと思うというか、職員はやるべきなんです、議員はこれはやるべきじゃないと思います。

○小野委員長 というご意見ですね。

えごし委員。

○えごし委員 すみません、提案したのが私なので。すみません。申し訳ないです。

議員への意識調査、これ、私自身、常時とかこれから定期的にやっていけとかという話ではなくて、今回のこの問題が起こったことに対して、もう一度この意識をしっかりと、意識というか、例えばこういうことはやっていいと思っていたことが駄目だったりとか、そういうちょっとやっぱり、何というんですかね、自分自身の中で考えていることでも、過去やってしまっていたこととかも中にはあったかもしれない。そういうところも再認識するということで意識調査をまず行って、それで、今後そこをどう改善していったらいいのかというのを検討する、一つの検討する材料になるんじゃないかなと思って、この意識調査をやったほうがいいのではというのを提案したので。これから例えば常時、何年ごとにこうやっていくとかという話ではないので、そこだけお願いいたします。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

識度チェックをやっているところも確かにありますし、これもいわゆるコンプライアンス上の認識、コンプライアンスの研修にするのか、それともこうした識度チェックを基に、あ、ここが実は理解が浅かったねということであらわにした上でコンテンツを絞っていくとか、いろんな方法があると思うので、一つ方法と、手法としてのご提案として頂いていたものです。

今回の中でやるのかやらないのかというところはあるんですけども、何せこういう時期になってきているというところもあって、現実的にどうかなというのがありますので、もしこのタイミングでもやるべきだという方が、ご意見があれば、ぜひそこは頂きたいですし、まずは一旦手法としてみんなの中で認識はしたけれども、今回については一旦見送

りでいいんじゃないかというご意見もあるかと思しますので、その辺について、ざっくばらんにちょっとご意見を頂ければなと思います。

○のざわ委員 私もこれはやらなくていいんじゃないかなというふうに思います。やっぱり取りあえずこれからの、どのように議員が意識を持ってきっちりと対応していくということが再発防止に大切だと思いますので、私はやる必要はないかなという意見を述べさせていただきます。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○大坂委員 えごしさんの話を聞く限り、①番のコンプライアンス研修のところと重なる部分が非常にあるのかなというふうには思っていますし、研修した上で、各議員の皆さんでまだ分からないよというようなことがあれば、それはまた改めて検討すればいいのかなというところもあるんで、まずは研修を受けて、それでやっていけばいいのかなというところで、見送ってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。ご意見をありがとうございます。

そうしましたら、まずコンプライアンス研修というところが優先度として高く上がってきていますので、この上で、ご自身、自分たち議員自らが研修を受けた上で、ある意味自分自身の識度を問うという場に研修の場もなり得るのかなということで、今回、③番については一旦見送りをさせていただいて、ということよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、1番の区議会で実施することの4点についてなんですが、ここまでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、2の区の作成した報告書・対策案に対する確認と指摘事項ですね。コンプライアンス・倫理について、①番の公益通報制度の不備、こちらについては、まだ先ほど読んだままなんですけれども、これについてご意見はありますか。これはこれからの話ですけどね。

○白川委員 一つ知りたいのは、要するにそういう実際に罪を犯した人がこの公益通報制度を利用した場合の処置というのは、決まったものというものはあるんでしょうか。

○小野委員長 刑が確定した人が、ということですか。

○白川委員 あるいは、ここに関わっている当事者が公益通報制度を利用した場合は。

○小野委員長 ああ、そういうことか。

○白川委員 これはどういう扱いになるのかというのは、決まっているんでしょうか。あるいはこれは曖昧なもので。私が調べた限りは、何かどうやら通用しているところとしていないところと、どこか分からないところで分かっているなという感じだったんですが、もし分かれば教えてください。

○小野委員長 今頂いたこの内容なんですけど、質疑の趣旨なんですけれども、あれですよ、通報者を守っていない可能性があるんじゃないかという、課題提起に対してということですよ。

○白川委員 そうなんです。ただ、今回の場合、通報者が結局罪に問われているので。

○小野委員長 ああ、そういうこと。

○白川委員 うん。だから違うんですね。通報制度が機能している、機能していないという話じゃないんです。その、要するに当事者が通報した場合に通報制度というのは通用するかどうかという話なので、今回の場合は。これって……

○小野委員長 なるほど。難しいかもしれない。

政経部長。

○村木政策経営部長 ご質問の趣旨は、今回のように、例えば犯罪行為を犯した者が、今回の、って、すみません、ちょっと今のは訂正いたします。仮に犯罪行為を犯した者が通報した場合に、その者はそれによって不利益な扱いを受けないということではあるんですけど、ただ、何というか、罪を減じられるかとか、そういうご趣旨、ご質問かと思えますけど。

○白川委員 それも含まれます。

○村木政策経営部長 はい。そういうご質問かと思えますけど、これについては、通報した者は不利益な取扱いを受けないということになってはいますが、それによって刑法上の処罰とか、あるいは人事上の処罰、処罰というか人事上の処分、そういったものを免れるものではないと。ただ、通報したという事実が、何というか、量刑というのかな、その取扱いにおいて一定の配慮をされることはあるという、そういうことです。

○白川委員 なるほど。分かりました。

○小野委員長 はい。こちらは、まだ通報制度そのものの見直しというのが、目下取り組んでいらっしゃるというふうに伺っていますので、それが、こんな感じでできましたという報告が上がってきてからなのかなと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、二つ目の対策——あ、ごめんなさい。はまもり委員。

○はまもり委員 そういう意味だと、①については、進捗を確認していくということをもう結論づけて、済みとしていいのかどうかを確認していただきたいんですけど。

○小野委員長 はい。こちらについては、確かにできる、この見直しが終わるタイミングと、というところもあるかと思えますので、タイミングがもし分かれば。

○村木政策経営部長 この後、契約制度についても同様の文言が出てはいますが、我々のほうでは、先般申し上げましたように、できるものからどんどんやっていくという姿勢でやっていますが、公益通報につきましては、今のところ、いつまでにできるかというめどがちょっとなかなかつきにくい状況でございます。

先ほどもご質問にもありましたが、公益制度の趣旨というのは、通報者に不利益な扱いをしないという、通報者にとって不利益な扱いがされないという、それが最大の趣旨なんですけど、そのこのところで、何が不利益な扱いなのかという問題もありますし、また千代田区の組織の小ささもあって、通報者のほうが事実上難しいというようなこともございますので、そういったことを踏まえて、どういう見直しをしていったらいいのかというのは、ちょっと現在検討中ということでございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。まだ、じゃあ、ちょっと分からないんですよ。

はやお委員。

○はやお委員 たしか、以前も答弁されたと思うんですけども、いや、これ、仮定のことではいけないんですが、前副区長が関与していたらということで、多分ご本人は公益通報を使うと、という話もあったわけです。だけど、それは一応成文化されてはいないけれども、もし関与していたら、そこには何というんですかね、相談したりとか連絡はしないというような答弁をされたと思うんですけど、そこは言っていない。言っていない。そこだけ、ちょっと確認。

○村木政策経営部長 今ご指摘があったような事案の場合には、これはもう条例で、上司、上司といいますか、区長への報告は行わないという、行わないで行政監察員は調査ができると。

○はやお委員 成文化されているということね。

○村木政策経営部長 それはそうです。規定で決まっております。

○はやお委員 はい。規定。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

これ、ちょっとタイミングによって、先ほどのはまもり委員の明確な答弁というのがもしかしたら難しいかもしれないですけど、これ、企画、常任でも多分報告がされる事項になるという捉え方でよろしいでしょうか。

○村木政策経営部長 いずれの委員会で取り扱うかにつきましては、こちらの議会のご指示に従いたいと思います。

○小野委員長 分かりました。はい。ありがとうございます。

はまもり委員。

○はまもり委員 補足なんですけど、この委員会において、もし開いていければの話ですけども、公益通報制度の見直しがあった場合には、進捗を報告するというふうなまとめをしていただいて、もし閉じられていた場合には、ふさわしい適切な委員会に報告するというふうな結論はいかがでしょうか。

○小野委員長 はい。今のご提案でよろしいかなと思いますけれども、いかがですか。

○大坂委員 当然この委員会がなければ、しかるべきところにしっかりと報告をして、上げていただかなければいけないのがもう大前提なんですけれども、それ以前に、やはりこの委員会として、公益通報制度ですとか入札制度について、やっぱり見直しが必要だよなという共通認識に立っているのであれば、確定する前の段階、進捗の段階で、こんな案で今進んでいますよというような進捗もしっかりと共有していただかないと、これではできませんでした、だけで終わりというわけにはなかなかいかないのかなというふうには思っていますので、そこは丁寧に、この委員会じゃないかもしれないですけども、しかるべきところで報告を随時していただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思います。

○小野委員長 はい。

それでは、進捗は共有いただけないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○村木政策経営部長 先ほど申しましたように、こちらのご指示に従いまして、しかるべく委員会のほうにご報告はさせていただきたいと思います。

○小野委員長 はい。では、進捗ですね。最終的にまだ上がってはいないけれども、今ここまで進んでいますとか、そういったところも適宜ご報告を頂くということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます——あ、のざわ委員。

○のざわ委員 制度の見直しということの中に今全て入っているかもしれませんが、一応これ、前回の予算のときに、たしか250万ぐらいで1件しか。

○小野委員長 すみません。今、公益通報制度の不備のところですね。あんまり……大丈夫。

○のざわ委員 そうです。公益通報制度が費用に対して1件しかなかったんで、それが費用対効果の中で、件数が上がらないのがいいのかもしれませんが、そこら辺の見直しもという形が、この使いやすいというのか、そういうのも含めた制度の見直しをご検討いただけたらということ、一つ申し添えさせてください。よろしく願いいたします。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。それでは、ご意見として承りました。

ほか、公益通報制度。

何かありますか、答弁。失礼しました。よろしいですか。

○村木政策経営部長 ただいま、（発言する者あり）ご意見として受け止めさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、こちらの公益通報制度については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 それでは、②の対策についてというところで、多面的評価、それから依命通達の議員対応報告書ということで挙がっていますね。これは、すみません、ここは——あ、ごめんなさい。これは「未」じゃないですね。これは答弁を頂いているというところですね。（「「未」じゃないんですけど」と呼ぶ者あり）どうしよう。「未」を先に終わらせてから、答弁があったものについてというところに入っているんですか。じゃあ、これで行きますか。

○田中委員 関連。

○小野委員長 関連。関連。公益通報制度の関連でよろしいですか。

○田中委員 というか、ご意見の中での関連なんで、ちょっといいでしょうか。

○小野委員長 先ほどの大坂委員の。

どうぞ、田中委員。

○田中委員 この多面的フィードバックの実施について、特別職を対象として行うということに関しまして、進捗と、あといつ頃から始まるとか、そういうことを含めて、どこかで、しかるべき場所でご報告を頂けたらと思います。

○小野委員長 はい。ちょっと一旦休憩させていただきます。

午後3時56分休憩

午後4時10分再開

○小野委員長 再開いたします。

それでは、今、①、②というところでお話に出ています。同時に契約制度についての③、こちらはいずれも常任で言うと企画総務委員会になると思うんですけども、そちらのほうでしっかりと議論をしていただくという方法もあるんですけど、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。それでは、この3項目についてはそのようにさせていただきます。

次に、ここから先なんですけれども、「未」が1個だけです。最後にあります前副区長の関与についてというところ、こちらだけ「未」になっておりまして、あとは全て答弁を頂いておりますということで、まずはこの答弁を頂いているもの全て、ざっとご覧いただきまして、基本的に済みにしていくという方向性で、じゃあ、これは済みじゃないよというのがあれば、挙手の上でご発言をお願いいたします。

○小林副委員長 ⑤の正当性のところですけど、何回かやり取りをしているんですけど、どうしても執行機関との認識が合わないんで、もう一度確認したいんですけども、有識者会議の弁護士、これについては、この日弁連の方針に基づいているというんですけど、基づく、有識者の第三者の弁護士は、第三者ではあるんですけども、要するに前から関わっていたので、ここでは、この前の答弁もそうなんですけど、適正な意見を言うということで、問題ないと言っているんですけども、これ、第三者になり得ないというのが日弁連でも解釈されているのが、そこが同じ日弁連の話の中でも合わないんですね。このところは非常に大きな違いなんで、そこだけははっきりしてもらいたいです。

中に――あ、まず、そちら。

○佐藤総務課長 ここは、議員ご指摘のとおり、認識がちょっと分かれているところかと思えます。区といたしましては、事前に法律相談でお聞きしていた点というのは、一般的な話として、区がこういった刑事事件にどのように対応したらいいのかというような、アドバイスを受けるというような相談でございました。実際に委託契約を結んだり有識者会議のメンバーになってから、ご相談というか一緒に関わっていただくようになったのは、事件そのものということですので、そこにはちょっと線引きをしているような認識でございます。

○小林副委員長 この答弁の中でも、これはこの前も答えてもらっていないんですけども、法務担当課長が、今、警察の捜査が済んでおり、と。済んでいないんですよ、そのときは。設置したのが2月7日で、2月7日に有識者会議を設置して、その後、向こうの会議室、で捜査が終わったのが3月29日ですか。だから、もうそこまでは有識者会議の弁護士は有識者会議に入っちゃっているんで、今言われたのも、当事者、もらっていないと言っても、区とのやり取りがある。既に区と弁護士がやり取りのある、もう関与をしている弁護士が有識者会議に新たに入るとというのが、第三者にならないというのが日弁連の考えなんです。そこが日弁連、同じ日弁連も、そうじゃないよ、そのところが違うんです。法務相談してただけだから関係ないんです。違う話を聞いていました。としても、既に区が弁護士をその時点で使っている人は第三者になり得ないと言っているんです。そこは、そうじゃないと言ったたら、何かやっぱり日弁連の中でそうじゃないというのが言えることでお答えいただかないと、納得しない。

○村木政策経営部長 ただいま、前回の何だっけ、決算の総括質疑の際の法務担当課長のご答弁についてのお話がありましたが、本日、法務担当課長はおりませんので、私のほうからご答弁させていただきます。

当日、記憶では、法務担当課長のほうは、警察が捜査を尽くした後であったという、そういう言い方だったと思います。ちょっとこの辺り、ちょっと表現が曖昧だったかもしれませんが、捜査を尽くしたということの趣旨は、警察の捜査が終了したという趣旨ではなくて、警察が十分な捜査を行ったという、そういう趣旨の発言ということでございますので、1月24日に元議員と元職員が逮捕された時点で、警察は十分な捜査を行った上で逮捕に至ったものと考えておりますので、この時系列的な矛盾というのではないというふうに考えてございます。ちょっと表現が曖昧で誤解を招いたのであれば、その点については修正しておわびさせていただきます。

それから、今回の区が委託した弁護士の第三者性ということでございますが、我々は、先ほど来ご指摘にあります日弁連が出しております指針、こちらに従ってというよりも、こちらもご答弁では、私はこちらを参考にして実施していると申し上げましたので、この日弁連の指針の中にもありますけど、第三者委員会というか、この第三者の検証の仕方は様々なやり方があるということで、そこにも記載されてございます。今回、区としてのやり方として、今回のように有識者会議という名称ですけど、そういった専門家の意見を聞きながら検討を進めたということでございますので、これについては、専門家については、今申し上げたように今回の事件に全く関わっていた方ではございませんので、利害関係者とかそういったものではないというふうに認識してございます。

○小林副委員長 そこがちょっと私の質問しているところと合わないんですけども、専門家の意見で、専門家の意見を否定しているんじゃないんです。専門家の意見を聞くのはいいんです。その2人の弁護士を専門家にしたことに疑義があるんです。そっちなんです。なぜかという、それは、その前に区と、区が直接この問題についてアドバイスをもらっていたかもらっていないかが問題じゃなくて、その前に既に区と関わりのある弁護士ですよ。そっちが問題なんですよということを言っている。そういう人を第三者として、第三者なんですよ、して有識者会議の弁護士にすることに疑義があるというふうに申し上げているんで、そのところを説明してくれないと、日弁連がどうのという、日弁連もそこはそういう解釈だと僕は理解しているんで、いかがですかと。

○村木政策経営部長 先ほども総務課長のほうから申し上げましたとおり、私どもとしては、今回の事前の相談というものは、今回の事件についての詳細なそういった相談ではありませんし、また、今回の弁護士が今回の関係者の誰かについて弁護を行ったとか、そういうこともございませんので、こちらの今ご指摘があったような利害関係者とか、そういったものではないという認識でございます。

○小林副委員長 それは役所の認識なんで、それは日弁連なり、もしくはちゃんとした専門家に確認をしてご答弁ください。でないと、それは、役所はずっとそう言い続けているんで、そのところを直接的に覆すことはできないんで、そうじゃない第三者の意見を聞いて言ってください。

○村木政策経営部長 私どもも専門家の意見を聞いた上で、今回の弁護士につきましてはそういった利害関係者ではないという、そういった認識の下に、委嘱あるいは契約を結ん

でいるところでございます。

○小林副委員長 そう曖昧にしないで、お伺いした弁護士というのは誰なのか、どこの人に聞いてそういう判断をしたのかというのを教えてください。

○村木政策経営部長 今回委嘱した弁護士のご意見と、それから庁内の法務担当の弁護士の意見でございます。

○小林副委員長 ということは、それは全く第三じゃないということ。区議会での法務担当というのは区の職員であるし、その2人の弁護士は有識者として雇った弁護士なんで、第三者じゃないじゃないですか。そうじゃない第三者に確認して、そうだという、これは問題ないと言ってもらわないと、それはおかしい。

○小野委員長 ちょっと一旦休憩していいですか。休憩。

午後4時20分休憩

午後4時23分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

はやお委員。

○はやお委員 確かにいろいろ見解があって、第三者委員会の位置づけというのはあります。それで、調べました。でも、日弁連ので間違いなく、有識者会議を含めて第三者機関とみなすというのも書いてある、間違いなく。だから、そこはそれぞれの見解の違いだと思うんですね。でも、この第三者機関とみなしたとしてもと書いてあるんです。それが4ページの、だからこの、委員会資料にしてもらいたいんですけど、委員長。

○小野委員長 はい。

○はやお委員 今日の話の中で答弁いただけりゃいいんですが、一応委員会資料として、していただきたいのが、地方公共団体、これはネットで調べりゃ分かる、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について、つまり、そのところが、今、小林副委員長が言ってきた内容なんですね。

そこは何かと言ったら、利害関係者、有しない者でなければいけない、関係を有しちゃいけないんだというところに例として書いてあるのが、まさしく、これは有識者会議でもという意味なんですよ。利害関係者が例示すれば、次のとおり、利害関係者を例示すれば、利害関係者になっちゃうのはどこかという、こういうふうに書いてある。2の(1)対象事案に関して対象事案の関係当事者から相談、意見照会等を受け、助言し又は自己の認識・見解等を述べたことと書いてあるんですよ。それで、その注釈を読んだと言っているけど、このメインのところこそ書いてある。そこをどうやって解するかということはちょっと教えてください。

○村木政策経営部長 ただいまのはやお委員のご質問でございますが、我々といたしましては、先ほど来ご答弁しておりますように、こちらの相談というのは一定程度、事件の内容を踏まえた上での相談、そういったふうに考えてございますので、一般的な法律相談はこれには含まれないというふうに考えてございます。

また、そのように考えないと、委員を委嘱する際に、その委員に一度も会わずに、どんな人かも分からずに、一旦相談した相手は全て駄目だということになってしまいますと、こちらとしては全く分からない相手に委嘱する以外方法がなくなってしまいます。それはさすがに不合理であろうということで、また、この今ご指摘にありました指針のほうに、

例示としてほかにある2号以下の項目における利害関係と比べて、あまりにも浅い関係でも駄目だということになってしまいますので、こういったところから考えまして、我々としては今回の委員については利害関係者とは見なさないという、そのように解釈したものでございます。

○はやお委員 また、政策経営部の資料の弁護士への依頼事項というのが書いてあるんですね。これは幾らかかったかということで、600と100万、そして9万9,000で723万9,000円、弁護士にかかったと。そここのところで、こう書いてあるんですね。令和5年度の相談、職務に関する法律相談制度に基づき、これが祝詞にかかっているから、一般だと言いたいのかも。こう書いてある。基づき、官製談合の疑いにより警視庁の捜査が行われていることに関連し、区取るべき対応について助言等を受けたと書いてあるんですよ。つまり、まさしくここで言っていることじゃないですか。そこと合致しないのか合致するのかが何度も問題になっていて、これ、自分たちで言っていて、これにつきましては、何かといったらば、2人の弁護士に確認しているんです。

何を言ったかと、第三者委員会については、僕が言ったら、この資料を見せたら、ご指摘のとおりですと。で、補足しますと、と書かれたと。調査対象との関係で何が利害関係になるかが決まります。弁護士、依頼事項の最初の事項は、官製談合事件の捜査に関し、区取るべき対応について相談を受けていますと、こういうことなんですよ。だからこれ、そういうふうを受け取るというんですよ。同じものを、僕、確認で、相談に行っていますから。渡していませんよ。

次に、委員会の調査対象、目的は、千代田区における官製談合の再発防止です。ここに、重要な点は、元区議、元部長の再発防止ではないことです。そこじゃないんだと言うんですよ。あくまでも千代田区において再発防止をすることですと書いてある。

整理すると、最初の相談事項が、官製談合の捜査に当たり区取るべき対応であり、委員会の調査目的は区における官製談合防止、再発防止です。したがって、この場合、利害関係者は当事者は区になりますということなんですよ。区が言ったんですよ。だから、書類送検された人が言ったとか行かないとか、実態論じゃないんですよ。区が組織として、もう聞いた瞬間、この人たちを入れたことについてはいけないんだという。まあ1人の弁護士のね。

で、もう一人の弁護士に確認しました。そしたら、これはあくまでも指針ですと。だから違法にはならないけれども、限りなく、再度この報告書を作れということについては、議会から言える内容ですと、こういう話を言われました。というぐらい、非常にまずい内容なんですよということなんですよ。

ということに関して、何が問題があるのか。これは正式なことを確認してくださいよ。いつも擦れ違いなんだから。あと、また私が持っているこの資料じゃよく分からないというのであれば、これを委員会資料にして、また次のときにここを確認してください。毎回同じことを言っているんですから。

私もお金をかけて弁護士に相談しているわけですよ。そういうようなところから考えたときに、いや、1人じゃ分からないから、そちらのほうもちゃんと、野々上さんなのか誰だか知らないけれども、きちっと確認して答弁していただきたいと思う。自分の見解じゃないんですよ。これは、再発防止は区なんだと、それが利害関係者なんだと、それに相談

をしたということに関しては、もう、あの2人は対象者として有識者会議でも駄目なんですよ。というのは2人の弁護士の見解です。

以上です。お答えください。

○白川委員 関連でいいですか。

○小野委員長 答弁はいいですか。

○小林副委員長 先に答えてもらったほうが。

○白川委員 ちょっと、関連で……

○小林副委員長 答えて……

○小野委員長 はい。白川委員。

○白川委員 はやお委員がおっしゃっている、弁護士という人。

○はやお委員 私の質問に対してのことをやることじゃないから。

○白川委員 あのね、いや、3人の弁護士とか2人の弁護士とおっしゃるけど、で、それを資料にするというんだったら、どういう弁護士かというのをはっきりさせてください。

○はやお委員 いいですよ。いいですよ、やったって。だから。

○小野委員長 今のは日弁連の出している資料のことをおっしゃっているのかなと思うんです。

○はやお委員 そうだよ。

○小野委員長 これはウェブで検索すれば、すぐに出てくるものなので。出てこない。

○白川委員 いや、回答が、回答があったときに、これは弁護士の意見ですよといったとき、どういう弁護士か分からないじゃないですか。そこは。

○小林副委員長 休憩……

○小野委員長 じゃあ、ちょっと一旦休憩を入れます。休憩。休憩で。

午後4時30分休憩

午後4時43分再開

○小野委員長 再開いたします。

まず、資料を追加させていただきました。ご確認をお願いいたします。地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針についてという資料です。

それでは、こちらの資料も確認いただきながら、引き続き質疑を行いたいと思います。

はやお委員。

○はやお委員 もう先ほども話したことなので、どこの場所かだけをちょっとご提示します。委員のあり方、第三の委員のあり方ということで、4ページを見ていただきたいと思います。そのところで、委員のあり方ということで、1番のところの下から、1のところについて、かつ利害関係者を有しない者でなければならない。じゃあ、具体的に利害関係者を例示すれば次のとおりと書いてあるので、2の（1）のところが、対象事案に関して対象事案の関係当事者から相談、意見照会等を受け、助言し又は自己の認識・見解等述べたことと書いてあるから、これについて、そこに当たるんじゃないかということはずっと言っていたということ。

で、それが、そちらが値しないということで、私だけが言っている、ただ文章の読み方というわけにもいかないもので、誰だと、今、弁護士の名前を言われたけど、ちょっとこれは弁護士のサイドに確認しないと、なかなかそのところの相談という話についてはちょ

っと今日は差し控えたいと。一応そういうところからしたとき、先ほどの見解が出たということなんで、そちらのほうもそれ相当なりにお答えいただきたいということです。

○村木政策経営部長 ただいまのはやお委員のご質問でございますけど、先ほど来申し上げましたように、私どもといたしましては、この弁護士会の第三者委員会の方針、こちらはおくまでも参考といたしまして、今回の検討委員会、それから有識者会議、こういったものの対応をしたものでございます。

その中で、今ご指摘がありましたこの第3の第2項の第1号、こちらの当事者から相談、意見照会等を受けたものということで、利害関係者に該当するではないかという、そういうご質問というふうにご理解してございます。これも先ほど申し上げましたが、我々としたしては、こちらについては、ここで言う相談というのは、そういった一般的な相談ではなくて、さらに踏み込んだ内容、そういったものを、今回の事件を踏まえた上で様々な事実を開示して相談し、それについて意見が、それについて弁護士さんのほうがいろいろ知った上で、そういった段階に至ったときに関係者として問題があるんじゃないかという、そういうふうな規定というふうにご理解してございますので。

そういうふうにご考えた理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、一度でも相談をしてしまうと、もうその弁護士に委託できないのかと、委嘱できないのかと、そういうことになってしまいますと、もう誰か分からない人に委嘱しなければならないと。どんな人かも分からない、そういう人に委嘱しなければならないということで、適切な事務執行はできないというふうにご考えていますので、この指針もさすがにそこまでは言っていないだろうというふうにご考えたものでございます。

以上でございます。

○はやお委員 もう、これ、答弁しなくていいから。

結局そちらのほうのそういう考え方かもしれないけれども、結局はこの指針に従って一応形式的なものは整えていくというのは、僕は執行機関の役割だと思っているんですよ。で、いろいろと実態論の話をするけれども、それがまずクリアできて初めて、みんながなるほどねと、手続・手順がそうなっているねということになるから、見解が違うということだけ今日は押さえて終わりにしますけど、私はそういうことです。形式的にも整えなかったら、1回でも質問したらというような、そんな極端なことを言っているわけじゃないわけですよ。それをやっぱり用意していくのが、悪いけど行政の役割じゃないんですか。一応意見としてお伝えします。

○小野委員長 はい。意見。

はまもり委員。

○はまもり委員 ちょっと今、すみません、確認、同じところになるんですけども、これ、参考として考えていますという答弁だったんですけども、今回、委員を設定するに当たって、この文章を見て、今のこの2番の（1）のところは事前に確認をされて、その上で参考でこれは問題ないというふうに事前に考えたという、ここには焦点が当たっていたのかどうかは確認させてください。

○村木政策経営部長 こちらにつきまして、厳密にこちらの相談の定義とか、そういったことを考えた上でということじゃなくて、我々としましては、先ほど来申し上げましたように、重要なことは公正中立かと。公正中立で利害関係のない方かという、その点が重要だ

というふうに考えましたので、その観点から見れば、例えば事前にこちらの今回の関係者の人から相談を受けたとか、そういった方ではございませんので、こちらの方は利害関係者ではないというふうに、そのように判断したものでございます。

○はまもり委員 そうすると、これは、事後的にこれを見て解釈をされたということであって、事前にこの条項をしっかりと見てここに従ったというような、判断まではしていないということと合っていますよね。

○村木政策経営部長 そういう意味では、厳密な解釈をした上でということではございません。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○小野委員長 はい。ご意見をありがとうございます。

これは区としての判断と、そこに納得し難いという委員のご意見もあるんですけども、この見解の違いというところをちょっと折り合うのは難しいかなと思いますが、いずれにしても、それぞれで質疑が行われたということで、ここまでにさせていただこうかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、引き続き、ほかに、一応答弁はあって済みにしているもの、それから、済みになっていないよというところで、何かありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

○はやお委員 あ、全部。

○小林副委員長 全部……

○小野委員長 いやいや、済み、答弁のあったものだけです。「未」というのがもう1個残っていますから。ですので、じゃあ、答弁があったものについては、以上で終了させていただきます。

それでは——失礼しました。はまもり委員。

○はまもり委員 確認で。今あったところとか、また後でもいいんですけども、ちょっと議論が残ったことに関しては、記録として残すという認識で大丈夫ですか。

○小林副委員長 今のところ。

○小野委員長 はい。記録としては残しますので。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○小野委員長 はい。よろしくお願いします。

それでは、ここまで、よろしいですね。

それでは、最後一つ、「未」が残っています。前副区長の関与についてというところですね。こちらは事務局で確定記録の閲覧が可能か確認中ということになっております。こちらについては、何か進捗がもしあれば。

○石綿区議会事務局次長 お伺いをしております刑事確定訴訟記録についてでございますが、こちらについては、閲覧をご希望されるということで、私どものほうで11月頭に東京地検のほうに、これが閲覧の申請先となりますので、こちらに状況の確認をお電話でさせていただいているところであります。

現状でございますけれども、先に判決が出ております元部長の資料は担当の元に届いているということでございますが、元区議の資料についてはまだ未着というようなお話をお伺いしております。この未着の事件の資料がいつこの地検の元に届くのか、また、この事件の記録、これは今先に届いている分も含めて、量についての回答というのはちょっとまだ得られていない。そのときには、お問い合わせした段階ではお伝えは頂けなかったというような状況であります。

この閲覧申請をする際には、これは法に基づく所定の保管記録閲覧請求書というのをお書きしてお出しするわけですが、これ以外に、どうも、物の本なども見る限り、あるいはこの問合せのときもそうですけれども、なぜ閲覧を希望するのかというような理由の部分については、地検のほうで別添の資料などをまたお作りして、こちらで詳しく記載したような内容のものをあらかじめご提出した上で、閲覧請求書をようやく出せるというような段取りがどうもあるようであります。これは受け手の判断にもよりますので、今そういうようなこともあり得るといことはお伺いしているところであります。

最終的には、この申請理由によって、この地検の担当のほうで閲覧の可否というのが判断が下るといことになるかなというところではありますが、これもちょっとお電話でお問い合わせした際には、例えば具体的に〇〇が分かるものというふうに、この〇〇の部分にあまり具体的な内容とか範囲を指定されてしまうと、該当なしですよというような答えになってしまう可能性もありますよといことは伺っております。

この閲覧に関する根拠として、刑事確定記録訴訟法というものでありますけれども、これは原則、記録は閲覧できますよというような規定になっておるんですけれども、一方で刑事訴訟法においては、閲覧はさせませんよといった趣旨の規定がありまして、こちらもやはり同じく確認をさせていただいた際には、全くの第三者による刑事事件の記録の閲覧というのは、被告人のプライバシーや事件後の公正の観点から、非常に厳しいんですよというような見解というのをお伺いしているような状況かなというところであります。

ここまではお電話で担当の方に確認をさせていただきまして、また状況については12月頃にお伺いを頂ければというような回答も頂いているというようなところであります。

こうしたところから、事務局として閲覧の請求をする際に、あらかじめ確認しておかなきゃいけない点としては、今お話ししたとおり、その閲覧理由というのをどうするか。それから閲覧可能となったときに、どの記録というのを閲覧すべきなのかなというところ。それからあとは、誰がその閲覧に行くかという辺り。それからあとは、おまけのような話になりますけれども、ここの閲覧申請を、先ほど申しましたように理由書なども出さなきゃいけないという可能性もあるものですから、申請ができる時期、それから実際に閲覧可能となった場合の時期という、決定の時期というのがちょっと未定だなというようなところが現状あるかなというふうに思います。

こういった点も踏まえまして、冒頭の、いつをリミットにするかというところもあるかとは思いますが、これらのポイントを踏まえた上で、議会として閲覧請求を行っていくかどうかというのをご判断いただければなというところでございます。

ご説明は以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

この件は、今の皆様にご覧いただいている報告事項のところの3の今後の調査の進め方

についての（２）の事実確認の調査実施についてというところにも関わってくる内容ではあるんですけども、はやお委員から請求されている資料ということで、今、事務局で確認がここまで進んでいますよということで、今、状況をご説明いただきました。

ということで、これ、もともと請求される目的というのが、区の最終報告書と判決文の量刑の部分ですかね、そこのちょっとそこを検証するというところのご意見なんかは質疑の中であったと思うんですけども、それは一旦ちょっと正副でお預かりをしますということで、ここに至っているかなと思います。

今後についてなんですけれども、事実確認の調査をどこまでやるかということと、この確定記録というところがつながっているのかなというふうに受け止めておりますけれども、ここについて委員のご意見を伺えればなと思います。

○はやお委員 正直なかなか進まないんで、私のほうが相談をした上で、仄聞するところによると、公益性、つまり今回の再発防止の委員であれば、公益性があるから、一応その申請は受けると。どこのところだということについても、一応電話で相談したら、はい分かりましたという、何か意外とそんなに厳しい話にはなっていないような気がするもので、トライしていただいて、進めていただければと思います。全然そんな感じではなかったんで、あ、どうぞどうぞというような感じでしたんで。そのことだけ申し伝えたいと思います。よろしくお願いします。

○石綿区議会事務局次長 すみません。我々も具体的にどこの部分を閲覧すべきかというところは、ちょっといま一つ理解をしていないところもありまして、問合せの仕方が悪かったのかもしれない。事務的に進めるのは構わないんですけども、今、委員からご指摘がありましたように、どうも委員がお伺いになった際と我々事務局が確認した際と、大分温度差があるというのが。

○小野委員長 うん。

○石綿区議会事務局次長 どこに原因があるかというのは、まさにこの理由であるとか、あるいはここを見たいんだというところが、事務方として焦点を合わせにくい内容かなというふうに思います。どうしてもちょっと一般論的に地検に聞かざるを得ないということもありまして、難しいのは、我々が事務的にやって、閲覧ができなかった場合に責任を取ることができないというところが、ここが一番難しいところで、どうにもこうにも対応ができないという状況なんですね、正直申しまして。

ですので、請求を本当に事務的にできればいいんですけども、さっき言ったような、理由についてどこまで詳細に、本当に必要なんですということが地検のほうに伝えられるかどうかというのは、委員会としてもおまとめいただかなければいかんところかなというところが正直なところではありますが。

○はやお委員 じゃあ、できないということ。

○石綿区議会事務局次長 いや。

○小野委員長 まあまあ、多分——どうぞ。失礼しました。

○石綿区議会事務局次長 事務的に、それが固まって進めろということであれば、事務的に進めるのはもちろん全然問題はないんですけども、そのポイントとなる部分、恐らくそこで判断をされるところだと思うんですよ、地検のほうで。一番重要なところありますので、ここについては、我々が特別委員会の調査のためということで、単純にそれ

で書き上げて出せば大丈夫だということであれば、まあ、まあ、それは事務的にできるので、それはそれで構わないんですけど、そこはちょっとご議論いただければと。

○はやお委員 はい。……出すはずなんだよね。……駄目だったら自分で行きますけど。本当に。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。ご説明を理解いたしました。

どうも、窓口の温度感がそもそも違うというところから、問合せの何かが、何が違うのかがちょっと分からないんですけどもということで、実際にこの確定訴訟記録ですよ。これは必要なんですよ。

○はやお委員 だからそういう見解に相違があると。その判決文の読み方が、執行機関はこれについては、上司からということではなくて、あくまでも当事者が、結局は元職員が言っていたことという判断と、いやいや、実は供述調書がもう既にあるという話も聞いておるので、そうなってくると、結局は前副区長と、そしてまた元職員と元議員の供述調書を取って、その指示があったのかどうなのか。そこはすぐ限定できると思いますので、そういう形で対応を、調査、閲覧をしていただければと思います。

○小野委員長 はい。これは事実確認の調査実施についてというところにかかっているんで、このお題目で進めていきますけれども。ということは、どうしましょう。

えごし委員。

○えごし委員 意見として。もともとこの確定記録の確認という部分では、公判内容と報告書で異なるというはやおさんの意見と、あと行政側としては異なっていませんよという、あれでよろしかったですよ。

○はやお委員 読み方が違う。

○えごし委員 読み方が。それはもう本当に判決の解釈の問題だと思います。それ、さっきのところでもありましたけれども、解釈の問題はなかなか平行線だから、済みにしたという部分もありますので、ここでいいかなと思っております。

あと確定記録についてでも、前副区長の関与があったかどうかというのは、有無というのは確かに大事かもしれないですけども、今この再発防止という部分に関しては、上司からの指示があったという、もしあったらそれはもちろん駄目なことで、上司の指示とかがないような形でどう防止するかという、そういうところを話し合う場所だと思っています。今の上司からの指示とかというのは、そういうのによって、こういう情報を漏れいしないように対策していこうというのは、行政がもう対策を出してくれていると思いますので、何かここが必ずしも事実をしっかり確認しないと先に進めないということでは、私はないと思っておりますので、ここに関しては一旦、この再発防止委員会の中で話し合うという部分では、そこまでこれをしっかり待って進めていくという必要はないのかなと思っております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

これ、問題を深掘りするとか、その辺も。

大坂委員。

○大坂委員 私も個人的な意見にはなってしまうんですけども、裁判で一通り結論が出た事件ではあるんですけども、裁判の結果の中で唯一そごが、認識のそごがあるのがこの部分なのかなというふうに思っています。そこを埋めるためにどうしたらいいのかと

いったときに、これで議論していても本当にしょうがないんですよ。いつまでも平行線なので、それを埋める唯一の手段というか方法が、この確定記録を確認することだというふうには認識しているので、これ、最大限努力をして取れませんでしたということでも、それはそれで仕方がないことだと思うんですけども、最低限それはチャレンジをすべきかなというのが私の見解です。

○小野委員長 はい。ほかは、ご意見はありますか。

ちょっといま一度、これは何度も、本会議でもそうなんですけれども、ちょっと本会議で答弁をされたことについて、いま一度確認いたします。

ご指摘の判決に出ている上司からの指示命令というのは、これは一般的な部下に対する包括的、一般的な指示命令であったというふうに認識をしていると。なので、指示命令がなかったとは言っていないで、一般的な指示命令であったということですね。そうでなければ、はやお委員の指摘するような違法性のあるものでしたら、検察がこれを書類送検すらしていない。また、当然のことながら起訴もされていない。それと矛盾してしまいます。検察が違法なものを見逃していたという、そういう結論になってしまいますので、ここは解釈としては、指示命令というものは、少なくともそういった違法なものではないというふうに読むしかないというふうに考えていますという、こういう答弁がありました。これ、私も手元にちょっと写して置いておいたんですけども。ただ、ここがそごだというのが今出てきているというところですね。

ということで、これは本当に平行線なのかなと思うんですけども、じゃあ、格好でちょっと皆様にお伺いしたいです。これ、事実確認の調査実施についてということで、確定記録を取り寄せて、そこの1点を確認したいというところでもよろしいんですかね。それをやるのかやらないのかというところはこの場で決めたいと思います。同時に……

○はまもり委員 大丈夫ですか、意見。

○小野委員長 はまもり委員、どうぞ。

○はまもり委員 私も大坂委員のご意見に賛成なんですけれども、まさに今、多数決とかいう問題ではなく、確認をするというところについては、疑問を持っている委員がいたら真摯に対応したほうがいいんじゃないかと。で、対応ができないといった段階で、また時期的なところとかを含めて難しければ、それは難しいということはあると思うんですけど。

今、次長がおっしゃったのが、閲覧理由のところを書くのが難しいと。また、どの記録を確認するのも難しい。誰が閲覧に行くのか。時期が未定と。この4点確認があったんですね。なので、少なくともこの4点については、私たちも協力をしてやっていったほうがいいんじゃないかと。で、申し訳ないんですけど、閲覧理由については、はやお委員に。

○小野委員長 そうそう。

○はまもり委員 かなりご協力いただいたほうがいいんじゃないかなという意見を述べさせていただきます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

これについては、すみません、多数決と一瞬間こえたので、えっ、多数決と思ったら、そうじゃないという話なので。ではなく、そもそもこれが、一旦確認をしていただいて、先ほど12月に入ったら何かしらの返答がもらえるみたいなことが——あ、違う。失礼しました。そうではなかったですね。今ちょっと行き詰まっている感じなのかなと。そもそも

も確定記録が取れなかったときも、責任はどうかという話になりました。

次長。

○石綿区議会事務局次長 度々申し訳ございません。ちょっと説明が至らなかった点はあるかと思うんですけど、行き詰まっははいないんですね。ごめんなさい。

○小野委員長 あ、行き詰まっは。失礼しました。

○石綿区議会事務局次長 いえいえ。我々は、まず資料がなければ請求もできないようなので、それが届いていますかというのを定期的に確認しているというような状況です。地検のほうに11月頭に確認をしたら、そういう先ほどお伝えしたような状況で、また、12月の頭にでもかけてみてくださいよというようなお答えを頂いているというところですよ。

先ほどはまもり委員もお話がありましたけれども、閲覧が可となった場合に、幾つかポイントがある部分の一つとして、我々も閲覧をしに行くことはやぶさかではないんですけども、何分どこにその求めるものが書いてあるかということも、初めてのことで全く分からないのと、それを例えば写してきたときに、そうじゃないとかいう話になっちゃうと、責任が取れないんだということも補足しておきたいと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

となると、これはやっぱり、要求されているはやお委員が一番理解をされていることだと思うので、はやお委員にご協力を頂いて、その、いわゆるここだけを確認したいというのが今明確に分かりましたので、その点ということで、それははやお委員にお願いをするということでよろしいんでしょうかね。

○小林副委員長 いいんじゃ……

○小野委員長 はい。じゃあ、皆様、それでよろしいでしょうか。（発言する者あり）

○小林副委員長 確認しないの。

○小野委員長 それをちょっと、それを今確認しようと思うんですけども。

○小林副委員長 開いている。

○小野委員長 もう一点。はい、次長。

○石綿区議会事務局次長 すみません。あともう一、二点、僭越なんですけれども、念のためお話ししておきたいなと思うのは、閲覧申請をする際に、これは手続論ですけども、外部に申請する際は、例えば今までだと参考人招致だとか、行政視察に行きますよというときに、相手方のほうに議長名で文書を出しているというところがあるので、恐らく出すときは議長が無難なのかなというところなので、これは単純に手続論として、委員会のところでもう出すことを決定というよりは、委員長が議長にお願いをしてと。そこで崩れるということは基本的にはないとは思いますが、それは手続論、一応確認です。

あとは、これは何となく後ろ向きな発言に聞こえたら申し訳ないんですけども、当然その答えが、閲覧の可否が出るまで、あるいは閲覧が可能になって、その閲覧をしてきちんと内容が確認できるまでの間というのは、少なくともその間までは、委員会の取りまとめは難しいよねということだけは、共通認識を取っておいていただければというところ。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

あと、先ほどえごし委員からご発言があったとおり、これ、じゃあどこまで深掘りするのという話なんですけど、それが、じゃあ来ました。で、1点を確認、その1点だけを確認すると、要は。（発言する者あり）ですよね。そこを確認すると。そこから先、さらに

深掘りをしていく委員会とは違うという認識は、そこはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。であれば、そこはシンプルなことだと思いますので、あとはちょっとどの時期にその閲覧がかなうのかどうかというところがあるんですけども、一旦はその1点を確認するという事は、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、今、論点チェックリスト、これで全てかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、この論点チェックリストも含めての、3の今後の調査の進め方についての（1）と（2）は終了いたします。

次に、4のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。理事者から何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

5の閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども当委員会が開催できるよう議長に申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。長い時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後5時12分閉会